

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成31年3月29日
【事業年度】	第21期（自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日）
【会社名】	株式会社ガイアックス
【英訳名】	Gaiax Co.Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 上田 祐司
【本店の所在の場所】	東京都千代田区平河町二丁目5番3号
【電話番号】	03 - 5759 - 0300（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役管理本部長 野澤 直人
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区平河町二丁目5番3号
【電話番号】	03 - 5759 - 0378
【事務連絡者氏名】	執行役管理本部長 野澤 直人
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月	平成29年12月	平成30年12月
売上高 (千円)	4,324,507	5,214,693	5,728,786	5,981,869	2,663,469
経常利益又は経常損失() (千円)	111,158	393,122	595,433	976,662	191,866
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失() (千円)	62,914	262,615	700,834	654,744	369,345
包括利益 (千円)	70,591	1,651,370	1,706,625	778,075	273,745
純資産額 (千円)	1,593,584	3,330,777	1,623,205	855,612	1,257,601
総資産額 (千円)	2,786,590	5,663,252	4,293,664	2,178,401	1,965,649
1株当たり純資産額 (円)	339.90	696.58	337.45	175.16	252.97
1株当たり当期純利益又は当期純損失() (円)	13.49	56.14	147.05	137.22	76.34
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	13.43	55.84	-	-	-
自己資本比率 (%)	57.0	58.4	37.5	38.4	63.2
自己資本利益率 (%)	4.1	10.7	-	-	35.5
株価収益率 (倍)	67.4	15.8	-	-	9.9
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	25,332	245,537	624,796	571,860	390,352
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	6,731	99,885	333,572	365,881	219,492
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	13,107	377,457	741,896	141,853	72,021
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,469,184	2,191,035	1,969,058	888,472	1,131,106
従業員数 (外、臨時雇用者数) (人)	283 (318)	342 (292)	405 (380)	296 (417)	111 (61)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第19期及び第20期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 第21期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 第19期及び第20期の自己資本利益率及び株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

5. 「従業員数」の臨時雇用数は()内に各連結会計年度末の人員を外数で記載しております。

6. 第18期以降の包括利益の大幅な変動は、保有株式の時価評価によりその他有価証券評価差額金を計上したことによるものであります。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月	平成29年12月	平成30年12月
売上高 (千円)	2,081,609	1,223,187	1,339,940	1,735,983	2,271,668
経常利益又は経常損失() (千円)	39,036	261,123	1,250,497	1,017,262	122,079
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	303,344	264,416	1,241,004	522,075	427,611
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)	5,147,752	5,147,752	5,147,752	5,147,752	5,147,752
純資産額 (千円)	1,654,348	1,475,071	231,686	290,165	245,593
総資産額 (千円)	2,028,371	1,852,722	2,189,646	1,852,845	2,535,491
1株当たり純資産額 (円)	353.13	305.84	46.15	63.30	46.98
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当 額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益又は当 期純損失() (円)	65.07	56.53	260.39	109.42	88.38
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益 (円)	64.74	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	81.3	78.4	10.1	16.3	9.1
自己資本利益率 (%)	20.3	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	14.0	-	-	-	8.5
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (外、臨時雇用者数) (人)	76 (47)	93 (15)	105 (69)	102 (56)	94 (51)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第18期、第19期及び第20期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 第21期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 第18期、第19期及び第20期の自己資本利益率及び株価収益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

5. 第21期の自己資本利益率については、期中平均の自己資本がマイナスのため記載しておりません。

6. 「従業員数」の臨時雇用者数は()内に各会計年度末の人員を外数で記載しております。

2【沿革】

年月	事項
平成11年3月	広告収入モデルによるコミュニティサイトの企画運営を主な目的として、東京都世田谷区に有限会社ガイアックスを設立
平成11年5月	株式会社ガイアックスへ組織変更
平成12年4月	子会社GAIAX U.S.A LTD.を設立(平成14年5月全株式をマネージメント・バイ・アウト)
平成12年6月	子会社GAIAX SINGAPORE PTE. LTD.を設立(平成14年4月清算)
平成12年8月	韓国のDaum Communications Corp.と日本におけるソリューション事業展開のための合併会社「株式会社ダウムジャパン」を設立(平成14年9月清算)
平成12年8月	子会社株式会社ガイアックスカフェを設立(平成14年5月全株式をマネージメント・バイ・アウト)
平成13年9月	東京都渋谷区渋谷二丁目12番19号へ本社移転
平成14年11月	韓国からのソリューション仕入業務を強化するための連結子会社GaiaX Korea Co.,Ltd.を韓国ソウル市に設立(平成19年6月精算)
平成16年4月	有料コンテンツ事業及び自社アバターコミュニティサイト「gaiax.com」の運営開始
平成17年2月	財団法人日本情報処理開発協会(JIPDEC)よりプライバシーマークの認定を付与される
平成17年7月	名古屋証券取引所セントレックス上場
平成17年11月	株式会社電縁の株式取得
平成18年1月	株式会社電縁の簡易株式交換による完全子会社化
平成18年2月	連結子会社として株式会社GT-Agencyを設立
平成18年5月	トゥギャザー株式会社の株式取得による完全子会社化
平成18年8月	委員会設置会社へ移行
平成19年3月	会社分割(簡易分割)によりオンラインゲーム事業部門の分社化並びに同新設会社の株式全部を株式会社インデックス・ホールディングスへ譲渡
平成20年10月	株式会社ソーシャルグループウェア(現株式会社シーエムエスエス)の株式取得による完全子会社化
平成21年4月	東京都品川区西五反田一丁目21番8号へ本社移転
平成21年10月	株式会社ドリコムより法人向けプロダクトパッケージ事業を譲受
平成22年1月	連結子会社として株式会社カヨトコ及び株式会社MGR(現株式会社XStartup)を設立
平成23年6月	連結子会社としてフィリピンにGaiaX Asia Corporation(現adish International Corporation)を設立
平成23年10月	連結子会社のトゥギャザー株式会社と株式会社ソーシャルグループウェア(現株式会社シーエムエスエス)を合併
平成23年12月	連結子会社の株式会社GT-Agencyが分割を行うと同時に社名を株式会社TMRに変更し、分割新設会社株式会社GT-Agencyを設立
平成24年1月	連結子会社として株式会社テンエックスラボを設立
平成24年6月	連結子会社として株式会社GaiaX Interactive Solutions(現アディッシュプラス株式会社)、シンガポールにGaiaX Global Marketing & Ventures Pte.Ltd.を設立
平成24年9月	連結子会社として株式会社GaiaX Fukuoka、株式会社GaiaX Sendaiを新設分割により設立
平成26年3月	株式会社ベンチャー広報の全株式取得による完全子会社化
平成26年10月	連結子会社としてアディッシュ株式会社を新設分割により設立
平成27年7月	連結子会社としてシンガポールにXStartup Singapore Pte.Ltd.を設立
平成27年7月	連結子会社の株式会社シーエムエスエスより吸収分割によりiQube事業を承継
平成28年1月	連結子会社としてシェアリングエコノミー1号投資事業有限責任組合を設立
平成28年7月	アイ・オーシステムインテグレーション株式会社の全株式取得による完全子会社化
平成29年4月	連結子会社としてEDGE株式会社を新設分割により設立
平成29年4月	東京都千代田区平河町二丁目5番3号へ本社移転
平成29年11月	連結子会社として株式会社デジタルアイデンティティを設立
平成29年11月	連結子会社の株式会社電縁の株式の67%を株式会社クラウドワークスに売却
平成29年12月	連結子会社の株式会社シーエムエスエスが連結子会社の株式会社TMR、株式会社カヨトコ、株式会社XStartup及び株式会社テンエックスラボを吸収合併
平成30年1月	当社を存続会社として連結子会社の株式会社シーエムエスエスを吸収合併
平成30年1月	連結子会社のアディッシュ株式会社の株式の一部を売却し連結の範囲から除外
平成30年1月	起業家を支援するスタートアップスタジオ事業を開始

3【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社9社で構成されており、ソーシャルメディアの企画・開発・運営及びシェアリングサービスの企画・運営を主たる業務としております。

平成30年1月17日開催の当社取締役会において、アディッシュ株式会社の株式の当社持分の一部売却及び当該第三者割当の引受人及びアディッシュ株式会社代表取締役江戸浩樹氏との間で、当社のアディッシュ株式会社の株式の保有目的を純投資とする旨の株主間契約を締結することを決議し、同日付で当該契約を締結いたしました。これにより、当社は、アディッシュ株式会社の財務及び経営等の方針に対し重要な影響を与えることができなくなることから、第1四半期連結会計期間よりアディッシュ株式会社、その子会社であるアディッシュプラス株式会社及びadish International Corporationを連結の範囲から除外しております。

また、第1四半期連結会計期間において当社を存続会社、株式会社シーエムエスエスを消滅会社とする吸収合併をいたしました。これに伴い、第1四半期連結会計期間より、株式会社シーエムエスエスを連結の範囲から除外しております。

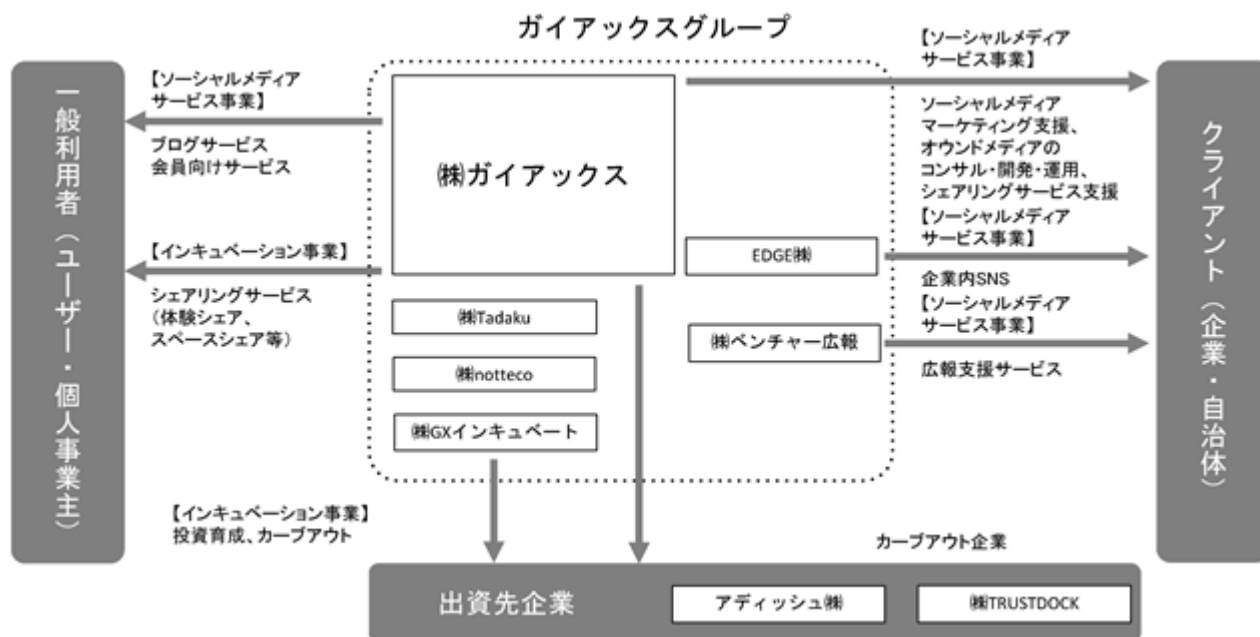
第2四半期連結会計期間において、当社の子会社であった株式会社デジタルアイデンティティ（平成30年4月3日付で株式会社TRUSTDOCKに社名変更）の株式の一部を譲渡いたしました。これにより、第2四半期連結会計期間より当社の連結の範囲から除外しております。

当社グループのセグメントは「ソーシャルメディアサービス事業」及び「インキュベーション事業」の2つに区分しております。

ソーシャルメディアサービス事業は、SNS、ブログ、ソーシャルメディア活用支援、WEBマーケティング支援、デジタルコンテンツサービスなどの企画、開発、運営を主に法人クライアントに対し提供しております。

インキュベーション事業は、グループ内及びグループ外企業への投資育成支援を行っております。また、グループ内インキュベーションとしては、シェアリングエコノミー関連サービスの企画・運用及び新規事業開発などを行っております。

企業集団についての事業系統図は次の通りであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は出資金	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱GT-Agency	東京都千代田区	3,000千円	占いコンテンツの制作	100	役員の兼務
GaiaX Global Marketing & Ventures Pte.Ltd. (注)2	Singapore	600,000千円	アジア事業統括 ベンチャー投資	100	役員の兼務 資金借入あり
㈱ベンチャー広報 (注)3	東京都千代田区	2,000千円	広告・PRの立案及び コンサルティング	100 (100)	役員の兼務 資金貸付あり
XStartup Singapore Pte.Ltd.(注)2.3	Singapore	500,000千円	新規事業の市場調査 及び海外進出拠点	100 (100)	役員の兼務 資金借入あり
㈱notteco	東京都千代田区	5,000千円	ライドシェアサービス事業	100	役員の兼務 資金貸付あり
㈱GXインキュベート	東京都千代田区	5,000千円	ファンドの運営	100	-
㈱Tadaku	東京都千代田区	3,500千円	料理教室の運営	100	資金貸付あり
シェアリングエコノミー 1号投資事業有限責任組 合(注)2.3	東京都千代田区	104,000千円	シェアリングエコノミー 関連サービス提供企業の 投資育成	99.0 (2.9)	-
EDGE㈱(注)2	東京都千代田区	10,000千円	社内SNS事業	100	役員の兼務

(注)1. 上記会社は有価証券届出書または有価証券報告書を提出しておりません。

2. 特定子会社であります。

3. 議決権比率の()内は間接所有割合で内数であります。

4. ㈱シーエムエスエスは、平成30年1月1日付で、当社を存続会社とする吸収合併により消滅いたしました。

5. アディッシュ㈱は、平成30年1月18日付で、当社が保有する株式の一部を譲渡したことにより、同社及び同社の子会社であるアディッシュプラス㈱及びadish International Corporationを連結の範囲から除外いたしました。詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (企業結合等関係)」をご参照下さい。

6. ㈱デジタルアイデンティティは、平成30年4月1日付で当社が保有する株式の一部を譲渡したことにより、連結の範囲から除外いたしました。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成30年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
ソーシャルメディアサービス事業	64(51)
インキュベーション事業	32(9)
全社(共通)	15(1)
合計	111(61)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマーを含みます。)は期末人員を()内に外数で記載しております。
2. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 従業員数が前連結会計年度末に比べて185名減少している主な理由は、当連結会計年度において、アディッシュ(株)の株式の一部を譲渡したことに伴い、アディッシュ(株)及び同社の子会社であるアディッシュプラス(株)、adish International Corporationを連結の範囲から除外したことによるものです。

(2) 提出会社の状況

平成30年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
94(51)	35.0	5.5	5,573

セグメントの名称	従業員数(人)
ソーシャルメディアサービス事業	47(42)
インキュベーション事業	32(8)
全社(共通)	15(1)
合計	94(51)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマーを含みます。)は期末人員を()内に外数で記載しております。
2. 平均年間給与は年間における各従業員の税込平均給与であり、基準外賃金を含めておりますが、ストック・オプションによる株式報酬費用は除いております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、創業以来「人と人をつなげる」を企業理念に掲げ、インターネットのソーシャルなコミュニティを通じて、人と人とのコミュニケーションを促進することを基本方針としております。

社名の一部に「ガイア理論」の「ガイア」を引用し、社会全体、地球全体が一つの生命体であるという考えのもと、より多くの人にそれを体感していただけるようなソーシャルコミュニティの提供を目指しております。そして、弛まぬサービスの改善・改革により、お客様のみならず社会全体が本当に望んでいる、価値あるコミュニケーションサービスを常に提供し続け、企業価値の最大化を図るとともに、社会への貢献を果たすことが使命だと考えております。

(2) 目標とする経営指標

当社グループは、今後も一貫して売上高拡大と収益性の向上を目指し、営業利益率の改善を重点指標として掲げております。また、これらの経営指標を維持することで、健全な財務体質を構築するとともに、自己資本利益率(ROE)の向上を通じて株主価値の増大を図って参ります。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、引き続き主力事業であるソーシャルメディアサービス事業のSNS、ブログ、webマーケティング支援等、既存サービスの提供先を拡大し、安定的なストック収益の確保を行って参ります。また、新たな経済領域として世界規模で成長が期待されているシェアリングエコノミー関連ビジネスにおいて、ソーシャルメディアが必要不可欠であることに着目し、これからの当社の重要事業領域として位置づけ、新規サービスの企画・開発や投資育成支援を推進し、更なる企業価値の向上を図って参ります。

(4) 経営環境及び対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境におきましては、スマートフォンの保有割合の拡大に合わせ、スマートフォンでのネット接続が一般化しつつあり、SNSやソーシャルゲームの利用も拡大傾向にあります。また、企業においては、マーケティングやリクルーティングなど様々な局面で、ソーシャルメディアを活用する重要性が益々高まっております。一方で、活用の手法や必要な人材・体制等が確立されておらず、積極的に活用している企業は一部にとどまっております。

このような経営環境の中、当社グループが対処すべき課題として認識している点は以下の通りであります。

サービスラインナップの拡大とシナジーの強化

当社グループは、引き続き主力事業であるソーシャルメディアサービス事業に専念し、低価格で導入しやすいサービスラインナップを開発、拡販することで、ランニング収益を拡大し収益性の向上を目指しております。そして各サービスの競争力の向上、サービス品質の一層の強化、販売力の増加が必要不可欠であると認識しております。今後は既存サービスとの連携で相乗効果を狙い、収益基盤の強化を実施していく方針であります。

営業力の強化

サービス商品の拡販を達成していくためには、人的資源のみに依存した販売手法ではなく、いわゆるプル型営業と呼ばれるものへの移行が不可欠だと認識しております。そのため、活発な広報活動や充実した商品紹介サイトの構築などに重点を置き、より商品を軸とした展開を実施、加えて、販売代理店網の強化、パートナー企業との提携により、営業活動の効率化も図って参ります。また、まずは商品の新規導入社数を増やし、その後、既存顧客に対して他サービスを増やしていく販売アプローチ(クロスセル)を進め、中長期計画であるランニング収益の拡大に繋げて参ります。

優秀な人材の育成と確保

当社グループが中長期計画を達成するためには、営業や開発のみならずあらゆる部門において、優秀な人材の確保が重要な課題であると認識しております。そのため当社グループでは、新卒及び中途採用の両面から積極的に優秀な人材の確保を進めております。現有の人材に対しては、全社的、また部署ごとに社内研修や他社との合同勉強会を実施するなど、社員一人ひとりの能力向上に努めております。そして、今後も人的基盤拡充のため、人材開発とその定着を積極的に継続するとともに、社内教育体制のさらなる整備により、人材育成の面でも充実を進めて参ります。

システム及びセキュリティの強化

当社グループは主にインターネット上での事業を展開していることから、システムの重要性は極めて高いものであり、当該システムを安定的に稼働させることが事業展開上重要であります。今後は継続的な安定運用を図るため、サーバー機器の維持管理に努め、高い信頼性・安全性を確保する方針であります。また、当社グループが活動するにあたり重要情報を保有することがありますが、それらの情報管理、外部アクセスの制限などのセキュリティ体制の強化も併せて行って参ります。

2【事業等のリスク】

以下において、事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、当社の事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項については、投資者に対する情報開示の観点から以下に記載しております。なお、当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存です。

また、以下に記載した内容は本株式への投資に関連するリスクをすべて網羅するものではなく、将来に関する部分の記載は、提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績の変動について

当社のソーシャルメディアサービス事業における収益は、当社サービスの利用料収入を主軸とし、サイトの開発代金等による初期収入及び保守・管理のための運営収入から成り立っております。利用料収入及び運営収入に関してはクライアント企業から毎月継続的に収受いたしますが、初期収入の発生時期は新規案件の成約状況及びクライアント企業の需要動向如何によっては当社業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 競合について

インターネット関連市場は今後の成長が期待される市場であるため、国内外の多数の事業者がこの分野に参入してくる可能性があります。当社に比べ資本金、マーケティング力、幅広い顧客基盤、より高い知名度を有する会社が参入してきた場合には、競争激化による価格の下落等により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 新しい技術の出現について

IT関連技術は技術革新の進歩が速く、それに応じて業界標準及び利用者ニーズが変化し、新技術が相次いで登場しております。これらの新技術等への対応が遅れた場合、当社の提供するサービスが陳腐化・不適応化し、業界内での競争力低下を招く可能性があります。その場合当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) システムダウン、情報セキュリティ及びシステム不具合について

当社の運営するソーシャルサービスは24時間365日年中無休で運用しなければならないため、障害の兆候が見受けられる時及び障害が発生した時は監視要員及び各部署の責任者に通知する体制を整えています。しかしながら、当社のソーシャルサービスは通信ネットワークに依存しており、サーバー等の自社設備や第三者が所有し運営する通信設備等のインターネット接続環境が良好に稼動することが前提であります。したがって、災害や事故により通信ネットワークが切断された場合、サーバー機能が停止した場合、コンピュータウィルスによる被害があった場合、外部からの不正な手段によるコンピュータ内への侵入があった場合及び自社開発のサーバーやソフトウェアに不具合が生じた場合等は、当社ソーシャルサービスの利用度が低下する可能性があります。また、障害や不具合の原因が当社サイドにあった場合は、当社のクライアント企業からの信頼度が低下する可能性があり、結果、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 資産の含み損・評価損について

当社の属するソフトウェア業界は技術革新の進展が早いため、当社の保有するソフトウェアについて資産の陳腐化等による価値毀損の可能性があり、その場合当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 法的規制について

個人情報保護について

当社は、サービスの提供にあたり会員情報やクレジットカード情報等の利用者の個人情報を取得しているため、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日 法律第57号）が定める個人情報取扱事業者としての義務が課されております。個人情報については、個人情報管理規程及びガイドラインを制定し、個人情報の取扱いに関する業務フローを定めて厳格に管理しております。また、平成17年2月1日に財団法人日本情報処理開発協会のプライバシーマークを取得しております。

(7) インキュベーション事業について

当社グループは、当社グループの事業方針に則り、インターネット関連企業を中心に投資を実施しております。これらの投資については、当社グループとの事業上のシナジー効果等を期待して実行しておりますが、投資先企業の今後の業績の如何によっては、これらの投資が回収できなくなる可能性があります。また、減損適用による評価損が発生し、当社グループの損益に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 知的財産に関するリスクについて

当社は、知的財産権として特許を重視しており、必要な特許に関しては積極的に申請を行っております。また、当社は、当社の技術・製品等が第三者の持つ特許権、商標権等の知的財産権を侵害しないように細心の注意を払っており、過去において他社特許権を侵害し提訴されている等の事実はありません。しかしながら、当社の事業に関連する知的財産権が第三者に成立した場合、又は当社の認識していない当社の事業に関連する知的財産権が既に存在した場合においては、第三者の知的財産権を当社が侵害したとの主張に基づく訴訟を提起される可能性があります。当該訴訟において当社が敗訴した場合、損害賠償債務が発生する可能性があるほか、当該サービスの提供が差し止められ、権利者への対価の支払義務が生じる可能性があります。また、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 人材の確保

当社の営む事業は専門性の高い知識と豊富な経験等によるところが大きいため、優秀な人材を如何に適時適切に採用できるかが事業を拡大する上で重要な課題と認識しております。したがって人材確保が当初の計画通り進まない場合、または人材が流出した場合には当社の事業展開に支障が生じ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) スtockオプション制度について

当社は、ストックオプション制度を採用しており、従業員の経営参加意識を高め、優秀な人材を確保することを目的として新株予約権を付与しております。平成30年12月31日現在におけるストックオプション制度に基づく新株予約権による潜在株式総数は1,234,800株であり、発行済株式総数5,147,752株に対する割合は24.0%となっております。当社は今後も優秀な人材確保のために、インセンティブプランを継続して実施していく方針です。このため将来これらのストックオプションが行使された場合、1株当たりの株式価値の希薄化が生じる可能性があります。

(11) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、前連結会計年度において継続して営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上し、また個別財務諸表において債務超過となるなど継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しておりました。このような状況を解消すべく、営業投資有価証券の売却を含む諸施策を実施してまいりました。その結果、当連結会計年度において、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益を計上しております。また、個別財務諸表の債務超過は解消しております。これらの状況から、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象又は状況は解消したと判断しております。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要は次のとおりであります。

経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国の経済状況は、米中の貿易摩擦などにより世界経済の先行きに不透明感が増しているものの、雇用環境の改善が進み、緩やかな景気拡大が続いています。当社グループを取り巻く事業環境におきましては、13歳～59歳までのインターネット利用が9割を超え、スマートフォン保有世帯の割合が、固定電話・パソコンを保有している世帯の割合を上回り、スマートフォンによるインターネット利用がより一般化しつつあり、ソーシャルネットワークやソーシャルゲームの利用も依然として拡大傾向にあります。企業においては、マーケティングやプロモーション、リクルーティングなど、ソーシャルメディアを事業に活用する重要性が益々高まっております。

このような背景のもと、当社は、引き続き急速な成長が期待されるシェアリングエコノミー分野に注力し、シェアリングエコノミーに係る様々なサービスを提供するとともに、ソーシャルメディアサービス事業のノウハウをシェアリングエコノミーサービスへ展開し、ビジネス領域の更なる拡充と優位性の確保に努めてまいりました。また、2018年1月より、インキュベーション事業において外部資本を活用したキャピタルゲインを目指すスタートアップスタジオを立ち上げ、7月には、第一号法人の支援を開始しております。

当連結会計年度における業績は、主力事業であるソーシャルメディアサービス事業において、当連結会計年度期首よりアディッシュ株式会社及びその子会社2社を連結の範囲から除外したことにより、売上高が減少しております。インキュベーション事業については、当連結会計年度において、保有している営業投資有価証券の一部を売却いたしました。この結果、当連結会計年度の売上高は2,663,469千円(前年同期比55.5%減)となりました。営業損益については、回収可能性が著しく低下した株式について評価損を売上原価に計上しました。また、新規事業の開発投資、外注費が増加傾向にありますが、既存事業の利益率が改善したことにより187,591千円(前年同期939,120千円の損失)の利益となりました。経常損益は、為替変動の影響により為替差益を計上したため191,866千円(前年同期976,662千円の損失)の利益となりました。親会社株主に帰属する当期純損益は、子会社株式売却益、法人税等還付税額を計上し369,345千円(前年同期654,744千円の損失)の利益となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。なお、第1四半期連結会計期間より、従来「ソーシャルサービス事業」としていた報告セグメントの名称を「ソーシャルメディアサービス事業」に変更しております。当該変更は名称変更のみであり、セグメント情報に与える影響はありません。また、前連結会計年度において、受託開発事業を行っておりました連結子会社である株式会社電縁の株式を譲渡したことに伴い、同社及びその子会社であるアイ・オーシステムインテグレーション株式会社を連結の範囲から除外したことにより、当連結会計年度期首より当社の報告セグメントは「ソーシャルメディアサービス事業」及び「インキュベーション事業」の2セグメントとなっております。

事業の種類別セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

(ソーシャルメディアサービス事業)

a ソーシャルメディア領域

< コミュニティパッケージ、企業向けブログ、活性化サービス >

Facebook、Twitter、LINE@、Instagram、ブログなどソーシャルメディア活用の企画提案やシステム構築・運営、多店舗向けのブログシステムの提供

b 企業内SNS領域

< 社内SNS、グループウェア >

企業の社内コミュニケーションをサポートするクラウド型社内SNS、内定者SNS、育児休業者SNSやクラウド型グループウェアを提供

c マーケティング支援領域

< ソーシャルメディアマーケティング、Webマーケティング >

ソーシャルメディアやブログなどを活用したマーケティングのコンサル業務、Webサイトの構築・運営

< デジタルコンテンツサービス >

スマートフォン、PC、モバイル端末向けに、ゲーム、占い、レシピ、スタンプなど様々なデジタルコンテンツを制作・提供

当連結会計年度におきましては、アディッシュ株式会社及びその子会社2社を連結の範囲から除外したことにより、売上高が大幅に減少しております。既存事業においては、安定的なストック売上が積み上げることにより、売上高は底堅く推移しました。営業費用は、外注費が増加傾向にあります。リソースの適正化を図り利益率の改善に努めたことで、営業損益は前連結会計年度を上回ることとなりました。この結果、売上高については、1,575,812千円（前年同期比51.2%減）となり、営業損益については454,564千円（前年同期比148.1%増）の利益となりました。

（インキュベーション事業）

インキュベーション事業は、グループ外における投資育成支援（グループ外インキュベーション）とグループ内で創設される新規事業（グループ内インキュベーション）で構成されております。

グループ外インキュベーションにおきましては、投資先企業の株式を保有し、事業育成・成長支援などのハンズオン支援を行っております。当連結会計年度において、保有している営業投資有価証券の一部を売却しました。また、回収可能性が著しく低下した株式について評価損を売上原価に計上しております。

グループ内インキュベーションにおきましては、地域体験マッチングサービス「TABICA」、外国人が教える料理教室「Takaku」などのサービスを提供しております。第1四半期連結会計期間より投資資産（管理部機能、ノウハウなど）を共有し、新規事業を効率よく拡販する取り組みとして「スタートアップスタジオ」を開始しております。スタートアップスタジオでは、アイデア作りから事業化までを支援する、事業創出支援プログラムを実施しております。各新規事業については、引き続き投資フェーズであることから、人材関連費、広告宣伝費など積極的な投資を行ってまいりました。

また、第2四半期連結会計期間において、当社の子会社であった株式会社デジタルアイデンティティ（平成30年4月3日付で株式会社TRUSTDOCKに社名変更）の株式の一部を譲渡いたしました。これにより、第2四半期連結会計期間より当社の連結の範囲から除外しております。

この結果、売上高は1,107,880千円（前年同期比122.5%増）となり、営業損益は、15,397千円（前年同期916,133千円の損失）の損失となりました。

財政状態の状況

（流動資産）

流動資産は、前連結会計年度末に比べて4.3%減少し、1,876,440千円となりました。これは、主に現金及び預金が242,633千円増加したこと、受取手形及び売掛金が156,087千円、営業投資有価証券が227,526千円減少したことによるものであります。

（固定資産）

固定資産は、前連結会計年度末に比べて59.1%減少し、89,208千円となりました。これは、主に建物及び構築物が24,912千円、敷金及び保証金が62,817千円減少したことによるものであります。

この結果、総資産は、前連結会計年度末に比べて9.8%減少し、1,965,649千円となりました。

（流動負債）

流動負債は、前連結会計年度末に比べて42.9%減少し、526,350千円となりました。これは、主に未払費用が126,042千円、短期借入金が75,000千円及び1年内返済予定の長期借入金が47,000千円減少したことによるものであります。

（固定負債）

固定負債は、前連結会計年度末に比べて54.7%減少し、181,697千円となりました。これは、主に長期借入金が215,576千円減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べて46.5%減少し、708,047千円となりました。

（純資産）

純資産合計は、前連結会計年度末に比べて47.0%増加し、1,257,601千円となりました。これは、主に利益剰余金が親会社株主に帰属する当期純利益により369,345千円増加したこと、その他有価証券評価差額金が81,599千円減少したことによるものであります。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度末に比べ242,633千円増加し、1,131,106千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果増加した資金は、390,352千円（前年同期は571,860千円の支出）となりました。この主な増加要因は、税金等調整前当期純利益270,475千円、営業投資有価証券の増減額132,576千円、主な減少要因は、売上債権の増減額61,498千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果減少した資金は、219,492千円（前年同期は365,881千円の支出）となりました。主な減少要因は、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出183,799千円、貸付けによる支出43,764千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果増加した資金は、72,021千円（前年同期は141,853千円の支出）となりました。この主な増加要因は、ストックオプションの行使による収入133,437千円であり、主な減少要因は、長期借入金の返済による支出57,576千円であります。

生産、受注及び販売の実績

a 生産実績

該当事項はありません。

b 受注実績

当社グループが提供するサービスの性質上、受注の規模を金額あるいは数量で示すことが馴染まないため記載しておりません。

c 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（千円）	前年同期比（％）
ソーシャルメディアサービス事業	1,569,672	50.9
インキュベーション事業	1,093,797	132.7
合計	2,663,469	55.5

（注）1．セグメント間取引については、相殺消去しております。

2．最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 （自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）		当連結会計年度 （自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日）	
	金額（千円）	割合（％）	金額（千円）	割合（％）
伊藤忠テクノソリューションズ株式会社	1,096,327	18.3	-	-

（注）1．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2．当連結会計年度における販売実績に対する販売割合が10%以上の相手先はありません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討の内容

重要な会計方針および見積もり

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたり重要となる会計方針については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載されているとおりであります。

当社グループは、税効果会計、貸倒引当金、ソフトウェア、投資その他の資産の評価等に関して過去の実績や当該取引の状況に照らして、合理的と考えられる見積もり及び判断を行っており、その結果を反映し連結財務諸表を作成しておりますが、実際の結果は見積もり特有の不確実性があるため、見積もりと異なる場合があります。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a 経営成績の分析

(売上高)

当社グループの当連結会計年度における売上高は、前連結会計年度に比べて3,318,399千円減少し、2,663,469千円となりました。平成29年11月に受託開発事業を行っていた重要な子会社2社を連結の範囲から除外したため、平成30年12月期より当該事業の売上高が計上されないこととなりました。また、平成30年12月期において重要な子会社3社を連結の範囲から除外したことにより、ソーシャルメディアサービス事業における売上高が、前年同期比51%減少することとなりました。なお既存事業においては、概ね例年と同様に推移しました。インキュベーション事業においては、当連結会計年度において保有株式の一部を売却しております。

(売上原価、販売費及び一般管理費)

当連結会計年度の売上原価、販売費及び一般管理費の合計額は、前連結会計年度に比べて4,445,110千円減少し、2,475,878千円となりました。主な減少要因は、重要な子会社を連結の範囲から除外したことによるものです。また、営業投資有価証券のうち回収可能性が著しく低下した株式について評価損を売上原価に計上しております。なお、人材関連費用、広告宣伝費、外注費など新規事業にかかる費用は、引き続き増加傾向にあります。

(営業外収益及び営業外費用)

当連結会計年度における営業外収益は27,447千円となり、これは主に為替変動に伴う為替差益、助成金収入であります。営業外費用は23,172千円となり、これは主に貸倒引当金繰入額であります。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度における特別利益は、主に子会社株式売却益により80,167千円となりました。特別損失は、1,558千円であり、主に固定資産売却損1,558千円であります。また、連結子会社において過年度に予定納税しておりました法人税について、還付の決定を受けたことにより、法人税等還付税額125,079千円を計上しております。

b 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当連結会計年度のキャッシュ・フローの分析につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュフローの状況」に記載しております。

当社グループの資本の財源及び流動性につきましては、次のとおりです。

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、人件費のほか、外注費、株式購入費、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、設備投資、子会社株式の取得等によるものです。

当社グループは、事業運営上必要な資金の流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。

短期運転資金は自己資金及び金融機関からの短期借入を基本としており、設備投資や長期運転資金の調達につきましては、金融機関からの長期借入を基本方針としております。

なお、当連結会計年度末における有利子負債の残高は237,315千円となっております。また、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は1,131,106千円となっております。

c 経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループの経営方針・経営戦略については「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (1) 会社の経営の基本方針」及び「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (3) 中長期的な会社の経営戦略」に記載のとおりであります。

また、当社グループは、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2) 目標とする経営指標」に記載のとおり、売上高、営業利益率、自己資本利益率を、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等として用いており、各指標等の状況は次のとおりであります。

経営指標	平成29年12月期	平成30年12月期
売上高	5,981,869千円	2,663,469千円
営業利益率	15.7%	7.0%
自己資本利益率 (ROE)	- %	35.5%

(注) 平成29年12月期の自己資本利益率 (ROE) については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

4 【経営上の重要な契約等】

当社は、平成30年1月17日開催の当社取締役会において、アディッシュ株式会社の株式の当社持分の一部売却及びアディッシュ株式会社代表取締役 江戸浩樹氏等との間で、当社のアディッシュ株式会社の株式の保有目的を純投資とする旨の株主間契約を締結することを決議し、同日付で当該契約を締結いたしました。

詳細は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (企業結合等関係)」に記載しております。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資は総額で8,909千円であり、主なものは、レイアウト変更に伴うオフィス設備、パソコン及びサーバーの購入であります。

2【主要な設備の状況】

当社グループ（当社及び連結子会社）における主要な設備は、以下のとおりであります。

（1）提出会社

平成30年12月31日現在

事業所名 （所在地）	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額（千円）				従業員数 （人）
			建物及び 構築物	工具器具 及び備品	ソフト ウェア	合計	
本社 （東京都 千代田区）	ソーシャル メディア サービス事 業	サーバー及び ソフトウェア 等	14,159	10,723	1,333	26,215	94(51)

（注）1．金額には消費税等を含んでおりません。

2．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は期末人員を（ ）内に外数で記載しております。

3．上記以外に建物を賃借しており、年間賃借料は198,762千円です。

（2）国内子会社

重要性がないため、記載を省略しております。

（3）在外子会社

主要な設備はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	11,607,800
計	11,607,800

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成30年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成31年3月29日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	5,147,752	5,147,752	名古屋証券取引所 セントレックス	(注)1、2
計	5,147,752	5,147,752	-	-

- (注) 1. 完全議決権株式であり、権利の内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
2. 当社は1単元の株式の数を100株とする単元株式制度を採用しております。
3. 「提出日現在発行数」欄には、平成31年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】
【ストックオプション制度の内容】
第17回新株予約権

決議年月日	平成28年3月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員 9名 当社従業員 47名 子会社役員 5名 子会社従業員 12名
新株予約権の数(個)	4,530(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 453,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,578(注)2
新株予約権の行使期間	平成31年4月14日から 平成32年4月13日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,586 資本組入額 1,293
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要するものとします。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(平成30年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(平成31年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、当社が、注.2の行使価額調整式に従って行使価額の調整を行う場合には、付与株式数は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。また、下記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、行使価額調整式に基づき調整される前の行使価額及び当該調整後の行使価額とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前付与株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

更に、上記の他、本新株予約権の割当日後、当社が合併、株式交換又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整が必要となる場合には、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行等を行う場合は、次の算式(以下、「行使価額調整式」という。)により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権者は、平成28年12月期から平成30年12月期のいずれかの期の有価証券報告書に記載された報告セグメントにおける、ソーシャルメディアサービス事業及び受託開発事業のセグメント利益の合計値（以下、「セグメント利益」という。）が下記（a）から（c）に掲げる条件を満たしている場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、下記（a）から（c）に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として行使することができる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
- また、連結財務諸表における事業セグメントの変更等により、上記セグメント利益を参照することが適切でないを取締役会が判断した場合には、当該利益と実質的に同等なものとして別途参照すべき経営指標を取締役会にて合理的に定めるものとする。
- （a）セグメント利益が 450 百万円を超過した場合：行使可能割合 1/3
 （b）セグメント利益が 550 百万円を超過した場合：行使可能割合 2/3
 （c）セグメント利益が 600 百万円を超過した場合：行使可能割合 すべて
- ただし、平成28年12月期から平成30年12月期のいずれかの期のセグメント利益が200百万円以下になった場合には、すでに権利行使可能となっている分を除き、本新株予約権を行使することができない。
- 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することはできない。
- 各本新株予約権1個未満を行使することはできない。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- （1）交付する再編対象会社の新株予約権の数
 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- （2）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 再編対象会社の普通株式とする。
- （3）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 組織再編行為の条件を勘案のうえ、注. 1 に準じて決定する。
- （4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、注. 2 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- （5）新株予約権を行使することができる期間
 上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から定める行使期間の末日までとする。

第18回新株予約権

決議年月日	平成29年3月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員 9名 当社従業員 51名 子会社役員 8名 子会社従業員 22名
新株予約権の数(個)	4,530(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 453,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,578(注)2
新株予約権の行使期間	平成32年4月14日から 平成33年4月13日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,579 資本組入額 1,290
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要するものとします。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(平成30年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(平成31年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、当社が、注.2の行使価額調整式に従って行使価額の調整を行う場合には、付与株式数は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。また、下記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、行使価額調整式に基づき調整される前の行使価額及び当該調整後の行使価額とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前付与株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

更に、上記の他、本新株予約権の割当日後、当社が合併、株式交換又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整が必要となる場合には、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行等を行う場合は、次の算式(以下、「行使価額調整式」という。)により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権者は、平成29年12月期から平成31年12月期のいずれかの期の有価証券報告書に記載された報告セグメントにおける、ソーシャルメディアサービス事業及び受託開発事業のセグメント利益の合計値（以下、「セグメント利益」という。）が下記（a）から（c）に掲げる条件を満たしている場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、下記（a）から（c）に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として行使することができる。ただし、行使可能な本新株予約権の数の1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
- また、連結財務諸表における事業セグメントの変更等により、上記セグメント利益を参照することが適切でないと取締役会が判断した場合には、当該利益と実質的に同等なものとして別途参照すべき経営指標を取締役会にて合理的に定めるものとする。
- （a）セグメント利益が 450 百万円を超過した場合：行使可能割合 1/3
（b）セグメント利益が 550 百万円を超過した場合：行使可能割合 2/3
（c）セグメント利益が 600 百万円を超過した場合：行使可能割合 すべて
- ただし、平成29年12月期から平成31年12月期のいずれかの期のセグメント利益が200百万円以下になった場合には、すでに権利行使可能となっている分を除き、本新株予約権を行使することができない。
- 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することはできない。
- 各本新株予約権 1 個未満を行使することはできない。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- （1）交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- （2）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- （3）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、注. 1 に準じて決定する。
- （4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、注. 2 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- （5）新株予約権を行使することができる期間
上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から定める行使期間の末日までとする。

第19回新株予約権

決議年月日	平成30年6月8日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員 4名
新株予約権の数(個)	1,800(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 180,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,578(注)2
新株予約権の行使期間	自 平成32年6月25日 至 平成34年12月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,723(注)3 資本組入額 1,362
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(平成30年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(平成31年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、当社が、(注)2の行使価額調整式に従って行使価額の調整を行う場合には、付与株式数は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。また、下記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、行使価額調整式に基づき調整される前の行使価額及び当該調整後の行使価額とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前付与株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

更に、上記の他、本新株予約権の割当日後、当社が合併、株式交換又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整が必要となる場合には、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行等を行う場合は、次の算式(以下、「行使価額調整式」という。)により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。なお、行使価額調整式の「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。
- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権者は、平成31年12月期又は平成32年12月期のいずれかの期の有価証券報告書に記載された報告セグメントにおける、ソーシャルメディアサービス事業のセグメント利益（以下、「セグメント利益」という。）が300百万円を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権を行使することができる。ただし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。また、連結財務諸表における事業セグメントの変更等により、上記セグメント利益を参照することが適切でないと取締役会が判断した場合には、当該利益と実質的に同等なものとして別途参照すべき経営指標を取締役会にて合理的に定めるものとする。
- 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することはできない。
- 各本新株予約権1個未満を行使することはできない。
- 新株予約権者は、以下の事由が生じた場合には、以後本新株予約権を行使することができない。
- (i) 当社又は当社の関係会社の役員又は従業員の地位をいずれも喪失した場合。ただし、任期満了による退任若しくは定年退職の場合、又はその他正当な理由があると会社法第348条に定める業務の決定の方法に基づく決定により当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - (ii) 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (iii) 当社若しくは当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、又は、社会や当社若しくは当社の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇又は辞職・辞任した場合
 - (iv) 当社若しくは当社の関係会社の業務命令によらず、又は当社若しくは当社の関係会社の書面による承諾を事前に得ず、当社又は当社の関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合
 - (v) 当社又は当社の関係会社に対して損害又はそのおそれを生じさせた場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと取締役会が認めた場合
 - (vi) 死亡した場合
 - (vii) 当社又は当社の関係会社の承諾を得て、当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日の時点において行使されておらず、かつ、当社により取得されていない本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める行使期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注) 3 に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
(注) 4 に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、同日時点で残存する本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

当社の普通株式に全部取得条項を付する定款変更、普通株式に付された全部取得条項に基づく全部取得若しくは普通株式の併合（株式の数に1株に満たない端数が生ずる場合に限る。）について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会の決議）がなされた場合、又は当社の株主による株式売渡請求（会社法第179条第2項に定義するものを意味する。但し、同条第3項に定める新株予約権売渡請求を伴うものを除く。）を当社が承認した場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、同日時点で残存する本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、(注) 4 に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は当該本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。

第20回新株予約権

決議年月日	平成30年6月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員 4名 当社従業員 92名 子会社役員 2名 子会社従業員 13名
新株予約権の数(個)	1,488(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(個)	普通株式 148,800(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,578(注)2
新株予約権の行使期間	自 平成32年6月24日 至 平成35年6月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,799(注)3 資本組入額 1,400
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(平成30年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(平成31年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、当社が、(注)2の行使価額調整式に従って行使価額の調整を行う場合には、付与株式数は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。また、下記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、行使価額調整式に基づき調整される前の行使価額及び当該調整後の行使価額とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前付与株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

更に、上記の他、本新株予約権の割当日後、当社が合併、株式交換又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整が必要となる場合には、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行等を行う場合は、次の算式(以下、「行使価額調整式」という。)により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。なお、行使価額調整式の「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権者は新株予約権の権利行使時においても、当社取締役又は従業員、並びに当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると会社法第348条に定める業務の決定の方法に基づく決定により当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することはできない。

各本新株予約権1個未満を行使することはできない。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める行使期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(注)3に準じて決定する。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) その他新株予約権の行使の条件

(注)4に準じて決定する。

- (9) 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、同日時点で残存する本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、(注)4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は当該本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。

第21回新株予約権

決議年月日	平成31年3月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員 7名 当社従業員 100名 子会社従業員 9名
新株予約権の数(個)	1,902(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 190,200(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,578(注)2
新株予約権の行使期間	自 平成33年4月10日 至 平成36年4月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,641(注)3 資本組入額 1,321
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、当社が、注2の行使価額調整式に従って行使価額の調整を行う場合には、付与株式数は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。また、下記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、行使価額調整式に基づき調整される前の行使価額及び当該調整後の行使価額とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前付与株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

更に、上記の他、本新株予約権の割当日後、当社が合併、株式交換又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整が必要となる場合には、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行等を行う場合には、次の算式(以下、「行使価額調整式」という。)により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。なお、行使価額調整式の「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権者は新株予約権の権利行使時においても、当社取締役、執行役又は従業員、若しくは当社関係会社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると会社法第348条に定める業務の決定の方法に基づく決定により当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することはできない。
各本新株予約権1個未満を行使することはできない。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、注1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、注2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
注3に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
注4に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、同日時点で残存する本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
新株予約権者が権利行使をする前に、注4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は当該本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第4四半期会計期間 (平成30年10月1日から 平成30年12月31日まで)	第21期 (平成30年1月1日から 平成30年12月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	35	1,418
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	3,500	141,800
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	896	941
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	3,136	133,437
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	2,135
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	213,500
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	929
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	-	198,542

(注) 平成30年11月30日開催取締役会決議に基づき、同日時点において残存する本新株予約権の全部を、発行要項の規定に従い発行価額と同額にて取得するとともに、取得後直ちに全部を消却しております。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年5月15日 (注)1	-	5,147,752	-	729,685	644,491	-
平成26年10月20日 (注)2	-	5,147,752	629,685	100,000	-	-

- (注) 1. 平成26年5月15日に、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振り替えております。
2. 平成26年9月12日開催の臨時株主総会における資本金の額の減少決議に基づき、その他資本剰余金に振り替えております。

(5) 【所有者別状況】

平成30年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	11	20	5	7	2,734	2,778	-
所有株式数 (単元)	-	961	1,709	1,410	384	38	46,942	51,444	3,352
所有株式数の割合 (%)	-	1.87	3.32	2.74	0.75	0.07	91.25	100.00	-

- (注) 1. 自己株式234,694株は、「個人その他」に2,346単元、「単元未満株式の状況」に94株を含めて記載しております。
2. 上記「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式が26単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

平成30年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
上 田 祐 司	東京都千代田区	479,372	9.76
小 方 麻 貴	東京都品川区	148,600	3.02
小 高 奈皇光	東京都大田区	126,550	2.58
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	113,600	2.31
SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社	東京都新宿区舟町5番	97,400	1.98
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	96,100	1.96
奥 村 勇 次	千葉県柏市	90,000	1.83
秋 成 和 子	大阪府大阪市北区	86,000	1.75
水 内 徹	東京都三鷹市	74,000	1.51
井 筒 象二郎	東京都台東区	57,900	1.18
計	-	1,369,522	27.88

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成30年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 234,600	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,909,800	49,098	同上
単元未満株式	普通株式 3,352	-	-
発行済株式総数	5,147,752	-	-
総株主の議決権	-	49,098	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,600株(議決権26個)が含まれております。

【自己株式等】

平成30年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ガイアックス	東京都千代田区 平河町二丁目5番3号	234,600	-	234,600	4.56
計	-	234,600	-	234,600	4.56

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	53	45
当期間における取得自己株式	-	-

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(新株予約権の権利行使)	141,800	41,306	-	-
保有自己株式数	234,694	-	234,694	-

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けており、将来の事業展開と経営体質の強化に必要な内部留保を確保しつつ、事業及び財務基盤を勘案して配当を実施していくことを基本方針としております。内部留保資金の使途につきましては、今後の事業展開への備えとしております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としており、配当の決定機関は、取締役会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、誠に遺憾ながら無配とさせて頂いております。今後も業績の向上を図り、株主への利益還元及び機動的な資本政策を実施できる体制作りを目指して参ります。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
最高(円)	1,018	1,799	902	713	1,280
最低(円)	414	714	558	498	560

(注) 最高・最低株価は、名古屋証券取引所セントレックスにおけるものであります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成30年7月	平成30年8月	平成30年9月	平成30年10月	平成30年11月	平成30年12月
最高(円)	1,175	940	898	953	929	1,148
最低(円)	850	738	780	760	800	660

(注) 最高・最低株価は、名古屋証券取引所セントレックスにおけるものであります。

5【役員の状況】

男性 7名 女性 -名 (役員のうち女性の比率-%)

(1) 取締役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	代表執行役	上田 祐司	昭和49年9月12日生	平成11年3月 有限会社ガイアックス(現当社)設立、代表取締役就任 平成11年5月 株式会社ガイアックスに組織変更、代表取締役就任 平成18年8月 当社取締役就任(現任) 代表執行役社長就任(現任) 平成23年3月 指名委員会(現任) 平成24年1月 AppBank(株)社外取締役就任 平成26年5月 (株)東京個別指導学院社外取締役就任 平成28年1月 シェアリングエコノミー協会代表理事就任(現任)	(注2)	479,372
取締役		速水 浩二	昭和42年1月9日生	平成元年4月 株式会社協和銀行(現株式会社りそな銀行)入行 平成5年12月 株式会社翔泳社(現SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ(株))入社 平成7年6月 同社代表取締役社長就任(現任) 平成12年3月 当社取締役就任(現任) 指名委員会、報酬委員会(現任)	(注2)	10,790
取締役		藤田 隆久	昭和48年2月22日生	平成18年4月 エキスパート・リンク株式会社代表取締役就任(現任) 平成19年3月 当社取締役就任(現任) 平成22年3月 報酬委員会、監査委員会(現任) 平成29年9月 株式会社M&Aの窓口代表取締役会長(現任)	(注2)	6,090
取締役		黒崎 守峰	昭和31年10月9日生	平成11年11月 株式会社アイティファーム設立代表取締役社長就任(現任) 平成23年12月 トレジャーデータ株式会社設立代表取締役就任 平成27年3月 当社取締役就任(現任) 指名委員会、監査委員会(現任)	(注2)	-
取締役		石川 善樹	昭和56年2月27日生	平成16年3月 有限会社日本ヘルスサイエンスセンター取締役就任(現任) 平成20年11月 株式会社キャンサースキャン創業取締役就任(現任) 平成26年9月 株式会社Campus for H創業、取締役就任(現任) 平成31年3月 当社取締役就任(現任) 報酬委員会、監査委員会就任(現任)	(注2)	-
計						496,252

(注) 1. 速水浩二、藤田隆久、黒崎守峰、石川善樹は、社外取締役であります。

2. 取締役の任期は、平成30年12月期に係る定時株主総会終結の時から平成31年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

3. 当社は、指名委員会等設置会社であり各委員会体制については次のとおりであります。

指名委員会 委員長 黒崎 守峰、委員 速水 浩二、上田 祐司

報酬委員会 委員長 速水 浩二、委員 藤田 隆久、石川 善樹

監査委員会 委員長 藤田 隆久、委員 黒崎 守峰、石川 善樹

(2) 執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表執行役	最高経営責任者	上 田 祐 司	(1) 取締役の 状況参照	同左	1年	479,372
執行役	管理本部長	野 澤 直 人	昭和46年9月17日 生	平成7年4月 (株)ベンチャーリンク入社 平成13年4月 (株)ラストリゾート入社 平成22年2月 (株)ベンチャー広報設立、代表取締役 就任 平成26年3月 当社入社 執行役就任(現任)	1年	1,000
執行役	新規事業本部長	岡 田 健太郎	昭和49年11月19日 生	平成11年2月 ヤフー(株)入社 平成13年8月 J-フォン東日本(株)(現ソフトバンク モバイル(株))入社 平成16年10月 当社入社 平成17年12月 コミュニティ部部長就任 平成27年3月 執行役就任(現任)	1年	8,167
計						488,539

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

提出会社の企業統治の体制の概要等
(企業統治の体制の概要)

当社は、経営の効率性、透明性を向上させ、株主の立場に立って企業価値の最大化を図ることをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針としています。また、社外取締役の構成比率を高めることにより、経営全般に対する監督機能をより強化しており、合わせて社内の独立した組織として内部統制室を置いております。

当社は、指名委員会等設置会社制度を採用しており取締役会、指名委員会、監査委員会、報酬委員会の各機関があります。取締役会は、平成31年3月29日現在、取締役5名で構成されており、取締役会規程に基づき会社の重要事項等を討議し、決定しております。定時取締役会は毎月1回、臨時取締役会は必要に応じて随時開催されております。

当社の取締役会は、ガイアックスグループ全員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図ると共に、執行役の職務分掌を定め、各執行役が責任を持って担当する領域を明確にした上で、業務執行の決定権限を執行役に委譲しております。執行役は平成31年3月29日現在3名により構成されており、各執行役は、自己の担当領域に関する業務目標の達成を通じてグループ全体としての経営目標の達成に努めております。業務執行にあたって、各々の職務を遂行するに際して自らと指揮命令関係にない他の執行役の担当領域に影響を及ぼす場合には、当該執行役と協議の上、グループにとって最適な選択肢を追求することを原則とし、必要に応じて、双方の領域を管轄または担当する上位の執行役、もしくは執行役会の決定を仰いでおります。

監査委員会は社外取締役の藤田隆久が委員長を務め、構成委員として社外取締役の黒崎守峰、石川善樹の計3名により構成されております。委員会は原則として四半期に1回開催し、内部統制室との密接な連携のもとに執行役及び取締役の職務執行の監督等を行っております。

指名委員会は社外取締役の黒崎守峰が委員長を務め、構成委員として社外取締役の速水浩二及び取締役の上田祐司の計3名によって構成され、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の決定を行っております。

報酬委員会は社外取締役の速水浩二が委員長を務め、構成委員として社外取締役の藤田隆久及び石川善樹の計3名によって構成されており、取締役及び執行役の報酬に関する議案の決定を行っております。また、執行役の意思決定機関として執行役会を設置し、定期的に開催することにより効率的な事業運営を行っております。

(企業統治の体制を採用する理由)

当社が指名委員会等設置会社を採用している理由は、一つには、経営の監督機能と業務執行とが分離され、執行役に業務執行の権限を大幅に委譲することで、より迅速な意思決定、機動的な業務執行の実現を可能とするためと、二つ目には、社外取締役を過半数とした各委員会を設置することにより、経営に対する監督機能の強化と経営の透明性を向上させるためであります。

(責任限定契約の内容の概要)

当社定款において会社法第425条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任について職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、一定の限度を設ける契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外取締役である速水浩二、藤田隆久、黒崎守峰、石川善樹と当社との間で当該責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

(内部統制システムの整備状況)

当社は、内部統制システムを適切に構築し、運用することにより、業務執行の公正性及び効率性を確保することが重要な経営課題であるとの認識から、当社の業務の適正を確保するために、以下のとおり取締役会で決定し実践しております。

イ．監査委員会の職務の執行のために必要な事項

a 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項及び当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会は、その職務執行を補佐するため、内部統制室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、この者は、監査委員の指示のもと、自ら、あるいは、関連部門と連携して、監

査の対象となる事項の調査・分析・報告を行うと共に、必要に応じて監査委員会を補佐して実査・往査を行う。

なお、監査委員会より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、執行役等の指揮命令を受けないものとする。

b 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

執行役及び使用人は、監査委員会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況及びコンプライアンス上重要な事項をすみやかに報告する。また、執行役及び使用人は取締役会において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。

c その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員会の過半数は独立社外取締役とし、対外透明性を担保する。また、監査委員会は、代表執行役、内部統制室、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとする。

ロ 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制

a 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス担当執行役を任命し、当該執行役を内部統制室長として、内部統制室内のコンプライアンス責任者と協同して、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。これらの活動は定期的に取り締役会、執行役会及び監査委員会に報告するものとする。

b 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、執行役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。文書管理規程を改定する場合には、執行役会の稟議決裁を得るものとする。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、品質、情報セキュリティ、環境、災害等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、事業の継続を確保するための体制の整備を行うものとし、コンプライアンス担当執行役は、コンプライアンス、内部監査、その他関連部門による活動を通じて、かかるリスク管理体制の整備・運用を横断的に推進する。

d 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ガイアックスグループ全員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図ると共に、当社の取締役会は、執行役の職務分掌を定め、各執行役が責任を持って担当する領域を明確にしたうえで、業務執行の決定権限を執行役に委譲している。各執行役は、自己の担当領域に関する業務目標の達成を通じてグループ全体としての経営目標の達成に努める。業務執行にあたって、各々の職務を遂行するに際して自らと指揮命令関係にない他の執行役の担当領域に影響を及ぼす場合には、当該執行役と協議のうえ、グループにとって最適な選択肢を追求することを原則とし、必要に応じて、双方の領域を管轄または担当する上位の執行役、若しくは執行役会の決定を仰ぐ。

執行役会は定期的に職務執行の効率性のレビューを実施し、効率化を阻害する要因を排除、低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

代表執行役及びその他の執行役に委任された事項については、組織規程、業務分掌規程に定める機関または手続きにより必要な決定を行う。これらの規程は、職務執行の効率化の必要がある場合は、随時見直すべきものとする。

e 当該株式会社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の内部統制室は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を監査委員会及び代表執行役に報告すると共に、グループ各社における内部統制の実効性を高める施策を実施する。グループ各社の会社間取引は、法令・会計原則・税法その他社会規範に照らし適切に実施する。また、執行役は、それぞれの職務分掌に従い、グループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。これらの結果は定期的に取り締役に報告されることとする。

内部監査及び監査委員会による監査

当社は、監査組織として内部統制室を設置し、社内規程に準拠した業務の実施状況の検査および改善指導を行っております。内部統制室は2名によって構成され、統制の有効性および実際の業務執行状況につきましては、内部統制室が監査計画に基づいて監査・調査を実施しており、監査の結果は監査委員会に報告されております。被監査部門に対しては、監査結果に基づき改善事項の指摘・指導を行う一方、監査後は改善の進捗状況を定期的に報告させることにより実効性の高い監査を実施しております。なお監査委員会はその職務執行を補佐するため、内部統制室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができ、この者は監査委員の指示のもと、関連部門と連携して監査の対象となる事項の調査・分析・報告を行っております。なお、監査委員会より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、執行役の指揮命令を受けないものとなっております。

社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は4名であります。各社外取締役は、会社経営等に関する豊富な知識と幅広い経験を有しており当社業務に対し独立した立場から、適切な監督機能を果たしております。

なお、当社は、社外取締役を選任するにあたり、独立性に関する基準または方針は特に設けておりませんが、選任にあたっては、会社法に定める社外性の要件を満たすというだけでなく、証券取引所の独立役員の基準等を参考にしております。

取締役の速水浩二は、SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社の代表取締役社長を務めております。同社は、当社の議決権の1.98%を保有する大株主であります。重要な営業取引や特別な利害関係はありません。

取締役の藤田隆久、黒崎守峰、石川善樹との間には、重要な営業取引や特別な利害関係はありません。なお、各社外取締役が所有する当社の株式の数は、「5 役員の状況」に記載しております。

役員の報酬等

(イ) 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	
取締役 (社外取締役を除く)	3,749	3,749	-	1
執行役	26,172	26,172	-	3
社外役員	15,885	14,400	1,485	4

(ロ) 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(ハ) 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

使用人給与がないため、記載しておりません。

(ニ) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の取締役及び執行役の報酬については、経営環境、業績等を考慮して適切な水準を定めることを基本とし、報酬委員会により決定しております。

取締役の報酬額は、主な職務が監督機能であることから、固定金額を定め当社の業績状況、各取締役の職務内容に応じて相当と思われる金額としております。

執行役の報酬は、各執行役の役割と責任、また事業年度ごとの業績結果・貢献度等を勘案し、報酬委員会が決定しております。

株式の保有状況

(イ) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

(ロ) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

該当事項はありません。

(ハ) 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

区分	前事業年度 (千円)	当事業年度(千円)			
	貸借対照表計上 額の合計額	貸借対照表計上 額の合計額	受取配当金の合 計額	売却損益の合計 額	評価損益の合計 額
非上場株式	85,656	110,712	-	398,511	(注) 1
上記以外の株式	-	280,480	-	-	29,739

(注) 1. 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「評価損益の合計額」は記載しておりません。

会計監査の状況

当社は、UHY東京監査法人と監査契約を締結しております。業務を執行した公認会計士は鹿目達也、片岡嘉徳、会計監査業務に係る補助者は公認会計士2名、公認会計士試験合格者等2名であり公正不偏の立場から財務諸表監査を実施しており、当社は、監査結果の報告を受けると共に、指摘事項等についての意見交換を随時行っております。

取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は、累積投票によらない旨を定款で定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議できることとした事項

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策遂行のため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式の取得を行うことができる旨を定款で定めております。また、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることとする旨を定款で定めております。

取締役・執行役の責任免除

当社は、取締役及び執行役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)、執行役(執行役であった者を含む。)及び監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件を変更した内容

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
提出会社	14,000	-	12,600	-
連結子会社	500	-	500	-
計	14,500	-	13,100	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成30年1月1日から平成30年12月31日まで)及び事業年度(平成30年1月1日から平成30年12月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、UHY東京監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、会計基準等の内容および変更等について、当社への影響を適切に把握し対応するため、専門的情報を有する団体の主催する研修・セミナーに参加する等積極的な情報収集に努め、財務諸表等の適正性確保に取り組んでおります。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年12月31日)	当連結会計年度 (平成30年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	938,472	1,181,106
受取手形及び売掛金	351,873	195,785
営業投資有価証券	596,047	368,521
その他	79,283	136,021
貸倒引当金	5,432	4,994
流動資産合計	1,960,244	1,876,440
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	80,560	34,839
減価償却累計額	41,489	20,680
建物及び構築物(純額)	39,071	14,159
工具、器具及び備品	92,251	75,523
減価償却累計額	72,872	64,800
工具、器具及び備品(純額)	19,379	10,723
有形固定資産合計	58,451	24,882
無形固定資産		
ソフトウェア	8,092	1,826
のれん	5,853	586
無形固定資産合計	13,946	2,412
投資その他の資産		
投資有価証券	316	2,000
敷金及び保証金	118,197	55,380
長期貸付金	40,667	47,888
その他	26,697	10,137
貸倒引当金	40,120	53,491
投資その他の資産合計	145,759	61,914
固定資産合計	218,156	89,208
資産合計	2,178,401	1,965,649

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年12月31日)	当連結会計年度 (平成30年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	57,086	40,072
短期借入金	75,000	-
1年内返済予定の長期借入金	104,576	57,576
未払費用	214,689	88,647
預り金	26,418	15,696
未払法人税等	94,671	50,962
繰延税金負債	135,391	94,137
その他	213,649	179,258
流動負債合計	921,483	526,350
固定負債		
長期借入金	395,315	179,739
その他	5,990	1,958
固定負債合計	401,305	181,697
負債合計	1,322,788	708,047
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	1,714,535	1,808,240
利益剰余金	1,150,559	781,213
自己株式	109,628	68,367
株主資本合計	554,347	1,058,659
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	267,799	186,200
為替換算調整勘定	13,578	2,025
その他の包括利益累計額合計	281,378	184,174
新株予約権	11,847	14,767
非支配株主持分	8,038	-
純資産合計	855,612	1,257,601
負債純資産合計	2,178,401	1,965,649

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)
売上高	5,981,869	2,663,469
売上原価	1 4,226,149	1 1,112,039
売上総利益	1,755,719	1,551,430
販売費及び一般管理費	2 2,694,840	2 1,363,839
営業利益又は営業損失()	939,120	187,591
営業外収益		
受取利息	1,110	1,429
為替差益	-	18,864
助成金収入	12,643	3,040
その他	9,795	4,113
営業外収益合計	23,548	27,447
営業外費用		
支払利息	10,182	2,342
貸倒引当金繰入額	20,109	20,500
為替差損	28,566	-
支払保証料	1,086	-
その他	1,146	329
営業外費用合計	61,091	23,172
経常利益又は経常損失()	976,662	191,866
特別利益		
新株予約権戻入益	1,164	241
固定資産売却益	888	-
子会社株式売却益	532,197	79,926
特別利益合計	534,250	80,167
特別損失		
固定資産除却損	3 4,282	-
固定資産売却損	-	4 1,558
特別退職金	56,200	-
減損損失	5 96,290	-
その他	14,654	-
特別損失合計	171,428	1,558
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	613,840	270,475
法人税、住民税及び事業税	50,771	26,210
法人税等還付税額	-	125,079
法人税等合計	50,771	98,869
当期純利益又は当期純損失()	664,611	369,345
非支配株主に帰属する当期純損失()	9,867	-
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	654,744	369,345

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)
当期純利益又は当期純損失()	664,611	369,345
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	130,054	81,599
為替換算調整勘定	16,590	14,000
その他の包括利益合計	1 113,463	1 95,599
包括利益	778,075	273,745
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	768,750	273,745
非支配株主に係る包括利益	9,325	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100,000	1,722,261	495,814	109,539	1,216,907
当期変動額					
自己株式の取得				89	89
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		7,726			7,726
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			654,744		654,744
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	7,726	654,744	89	662,560
当期末残高	100,000	1,714,535	1,150,559	109,628	554,347

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	397,853	4,612	393,240	12,512	544	1,623,205
当期変動額						
自己株式の取得						89
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						7,726
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）						654,744
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	130,054	18,191	111,862	664	7,494	105,032
当期変動額合計	130,054	18,191	111,862	664	7,494	767,592
当期末残高	267,799	13,578	281,378	11,847	8,038	855,612

当連結会計年度（自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100,000	1,714,535	1,150,559	109,628	554,347
当期変動額					
自己株式の取得				45	45
自己株式の処分		93,705		41,306	135,011
親会社株主に帰属する 当期純利益			369,345		369,345
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	93,705	369,345	41,260	504,311
当期末残高	100,000	1,808,240	781,213	68,367	1,058,659

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括 利益累計額合計			
当期首残高	267,799	13,578	281,378	11,847	8,038	855,612
当期変動額						
自己株式の取得						45
自己株式の処分						135,011
親会社株主に帰属する 当期純利益						369,345
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	81,599	15,604	97,203	2,919	8,038	102,322
当期変動額合計	81,599	15,604	97,203	2,919	8,038	401,987
当期末残高	186,200	2,025	184,174	14,767	-	1,257,601

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	613,840	270,475
減価償却費	37,186	10,299
のれん償却額	16,496	3,517
株式報酬費用	-	8,530
貸倒引当金の増減額(は減少)	25,275	15,421
固定資産除却損	4,282	-
受取利息及び受取配当金	1,582	1,429
支払利息	10,182	2,342
新株予約権戻入益	1,164	241
為替差損益(は益)	18,378	22,685
減損損失	96,290	-
子会社株式売却損益(は益)	532,197	79,926
特別退職金	56,200	-
売上債権の増減額(は増加)	58,229	61,498
たな卸資産の増減額(は増加)	1,917	4,125
営業投資有価証券の増減額(は増加)	143,271	132,576
仕入債務の増減額(は減少)	40,607	54,089
未払金の増減額(は減少)	197,325	20,882
前受金の増減額(は減少)	19,103	12,216
預り金の増減額(は減少)	40,322	2,366
未払消費税等の増減額(は減少)	13,216	38,203
その他	98,378	15,271
小計	495,655	381,009
利息及び配当金の受取額	1,668	1,421
利息の支払額	10,650	2,329
特別退職金の支払額	16,200	-
法人税等の支払額	51,022	68,627
法人税等の還付額	-	78,878
営業活動によるキャッシュ・フロー	571,860	390,352

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による 支出	2 255,323	2 183,799
定期預金の預入による支出	186,123	50,000
定期預金の払戻による収入	219,632	50,000
有形固定資産の取得による支出	115,061	7,921
無形固定資産の取得による支出	8,858	988
貸付けによる支出	38,420	43,764
貸付金の回収による収入	13,596	18,817
敷金及び保証金の差入による支出	11,192	-
敷金及び保証金の回収による収入	12,826	63
投資有価証券の取得による支出	-	2,000
その他	3,042	100
投資活動によるキャッシュ・フロー	365,881	219,492
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額（は減少）	161,667	-
長期借入れによる収入	385,000	-
長期借入金の返済による支出	335,526	57,576
社債の償還による支出	40,000	-
自己株式の取得による支出	178	45
非支配株主からの払込みによる収入	11,236	-
新株予約権の発行による収入	500	2,160
ストックオプションの行使による収入	-	133,437
リース債務の返済による支出	1,218	-
その他	-	5,955
財務活動によるキャッシュ・フロー	141,853	72,021
現金及び現金同等物に係る換算差額	989	247
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,080,585	242,633
現金及び現金同等物の期首残高	1,969,058	888,472
現金及び現金同等物の期末残高	1 888,472	1 1,131,106

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

子会社についてはすべて連結しております。

連結子会社の数.....9社

連結子会社名は「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

当社は、平成30年1月17日開催の当社取締役会において、アディッシュ株式会社の株式の当社持分の一部売却及び当該第三者割当の引受人及びアディッシュ株式会社代表取締役 江戸浩樹氏との間で、当社のアディッシュ株式会社の株式の保有目的を純投資とする旨の株主間契約を締結することを決議し、同日付で当該契約を締結いたしました。これにより、当社は、アディッシュ株式会社の財務及び経営等の方針に対し重要な影響を与えることができなくなることから、第1四半期連結会計期間よりアディッシュ株式会社、その子会社であるアディッシュプラス株式会社及びadish International Corporationを連結の範囲から除外しております。

また、第1四半期連結会計期間において当社を存続会社、株式会社シーエムエスエスを消滅会社とする吸収合併をいたしました。これに伴い、第1四半期連結会計期間より、株式会社シーエムエスエスを連結の範囲から除外しております。

第2四半期連結会計期間において、当社の子会社であった株式会社デジタルアイデンティティ（平成30年4月3日付で株式会社TRUSTDOCKに社名変更）の株式の一部を譲渡いたしました。これにより、第2四半期連結会計期間より当社の連結の範囲から除外しております。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は12月31日であり連結決算日と一致しております。連結財務諸表の作成にあたっては同決算日現在の財務諸表を使用しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

有価証券

その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

主として定率法によっております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物・・・・・・・・・・8～15年

工具器具及び備品・・・4～15年

無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアにおいては、社内における利用可能期間（最長5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、投資効果の発現する期間を見積り、5年以内の当該期間において均等償却を行っております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

（会計方針の変更）

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」（実務対応報告第36号 平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。）等を平成30年4月1日以後適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

(未適用の会計基準等)

(税効果会計に係る会計基準の適用指針等)

- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日改正 企業会計基準委員会)
- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日最終改正 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針を企業会計基準委員会に移管するに際して、基本的にその内容を踏襲した上で、必要と考えられる以下の見直しが行われたものであります。

(会計処理の見直しを行った主な取扱い)

- ・個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱い
- ・(分類1)に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱い

(2) 適用予定日

平成31年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(収益認識に関する会計基準)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

平成34年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました営業外収益の「講演料等収入」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、「その他」に含めて表示しております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「講演料等収入」に表示していた2,697千円は、「その他」として組み替えております。

(追加情報)

(営業投資有価証券の売却)

当社は、平成30年2月14日開催の取締役会において、当社が保有する営業投資有価証券の一部を売却することを決議いたしました。これにより、当該営業投資有価証券の売却額及び売却益は、第1四半期連結会計期間において売上高及び営業利益として計上しております。

(1) 売却理由

株式会社電縁の普通株式の67%を保有する株式会社クラウドワークスより、株式の追加取得を行いたい旨の申し出があり、当社の保有する株式会社電縁の全株式を売却することにいたしました。

(2) 営業投資有価証券の売却の内容

売却株式 : 株式会社電縁の普通株式
売却株式数 : 231株 (発行済株式の33%)
譲渡契約締結日 : 平成30年2月28日
譲渡日 : 平成30年2月28日
売上高 : 316,799千円
売上総利益 : 261,966千円

(連結貸借対照表関係)

1. 当社及び連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約を締結しております。

当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年12月31日)	当連結会計年度 (平成30年12月31日)
当座貸越限度額総額	225,000千円	- 千円
借入実行残高	75,000千円	- 千円
差引額	150,000千円	- 千円

(連結損益計算書関係)

1. 売上原価には次の費目が含まれております。

	前連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)
営業投資有価証券評価損	143,230千円	129,455千円

2. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)
給与及び手当	1,025,581千円	614,442千円
業務委託費	184,720千円	150,760千円
貸倒引当金繰入額	5,629千円	5,079千円

3. 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)
建物及び構築物	4,191千円	- 千円
工具、器具及び備品	91千円	- 千円
計	4,282千円	- 千円

4. 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)
建物及び構築物	- 千円	1,558千円

5. 減損損失

前連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
東京都千代田区他	インキュベーション事業に係る資産	建物及び構築物 工具、器具及び備品

当社グループは、原則として、事業単位を基準とした管理会計上の区分に従ってグルーピングを行っております。

上記資産グループを使用するインキュベーション事業の営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなることから、上記資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(96,290千円)として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物76,454千円と工具、器具及び備品19,836千円であります。当該資産の回収可能価額は使用価値をゼロとして算定しております。

当連結会計年度(自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)		当連結会計年度 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)	
	その他有価証券評価差額金			
当期発生額		198,958千円		112,668千円
組替調整額		1,163千円		235,521千円
税効果調整前		197,796千円		122,853千円
税効果額		67,742千円		41,254千円
その他有価証券評価差額金		130,054千円		81,599千円
為替換算調整勘定				
当期発生額		16,590千円		21,299千円
組替調整額		-千円		7,299千円
為替換算調整勘定		16,590千円		14,000千円
その他の包括利益合計		113,463千円		95,599千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	5,147,752	-	-	5,147,752

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	376,298	143	-	376,441

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取りによる増加 143株

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	平成27年第16回新株予約権	普通株式	678,300	-	-	678,300	7,529
	平成28年第17回有償ストックオプションとしての新株予約権 (注)	-	-	-	-	-	3,836
	平成29年第18回有償ストックオプションとしての新株予約権 (注)	-	-	-	-	-	482
合計		-	678,300	-	-	678,300	11,847

(注)平成28年及び平成29年有償ストックオプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	5,147,752	-	-	5,147,752

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	376,441	53	141,800	234,694

（変動事由の概要）

単元未満株式の買取りによる増加 53株

ストックオプションの行使による処分 141,800株

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	平成27年第16回新株予約権（注）1	普通株式	678,300	-	678,300	-	-
	平成28年第17回有償ストックオプションとしての新株予約権（注）2	-	-	-	-	-	3,624
	平成29年第18回有償ストックオプションとしての新株予約権（注）2	-	-	-	-	-	453
	平成30年第19回有償ストックオプションとしての新株予約権（注）2	-	-	-	-	-	2,160
	平成30年第20回ストックオプションとしての新株予約権（注）2	-	-	-	-	-	8,530
合計		-	678,300	-	678,300	-	14,767

（注） 1.平成27年第16回新株予約権の当連結会計年度の減少のうち141,800株は行使によるものであり、536,500株は消却によるものであります。

2.権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)
現金及び預金勘定	938,472千円	1,181,106千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	50,000千円	50,000千円
現金及び現金同等物	888,472千円	1,131,106千円

2. 連結会計年度に株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

株式の売却により株式会社電縁及び同社の子会社であるアイ・オーシステムインテグレーション株式会社が連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに同社の株式の売却価額と売却による支出は次のとおりであります。

流動資産	1,487,653 千円
固定資産	80,330
のれん	33,665
流動負債	796,711
固定負債	638,774
売却後の投資勘定	54,833
株式売却益	532,197
その他	327
株式の売却額	643,199
現金及び現金同等物	898,523
差引：売却による支出	255,323

当連結会計年度（自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日）

- (1) 株式の売却によりアディッシュ株式会社、その子会社であるアディッシュプラス株式会社及びadish International Corporationが連結子会社でなくなったことに伴う連結除外時の資産及び負債の内訳並びに当該子会社株式の売却価額と連結範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出は次のとおりであります。

流動資産	489,456	千円
固定資産	154,991	
流動負債	420,893	
固定負債	208,636	
株式売却後の投資勘定	26,821	
非支配株主持分	8,038	
為替換算調整勘定	342	
子会社株式売却益	79,599	
<hr/>		
株式の売却額	60,000	
現金及び現金同等物	239,620	
<hr/>		
差引：連結範囲の変更を伴う子会社株式の 売却による支出	179,620	
<hr/>		

- (2) 株式の売却により株式会社デジタルアイデンティティ（平成30年4月3日付で株式会社TRUSTDOCKに社名変更）が連結子会社でなくなったことに伴う連結除外時の資産及び負債の内訳並びに当該子会社株式の売却価額と連結範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出は次のとおりであります。

流動資産	5,761	千円
流動負債	5,557	
株式売却後の投資勘定	35	
子会社株式売却益	326	
<hr/>		
株式の売却額	495	
現金及び現金同等物	4,674	
<hr/>		
差引：連結範囲の変更を伴う子会社株式の 売却による支出	4,179	
<hr/>		

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金、設備投資資金及び事業投資資金を主に金融機関からの借入により調達しており、一時的な余資は、定期預金等の安全性の高い金融資産で運用を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金融資産の主なものには、現金及び預金、受取手形及び売掛金、営業投資有価証券、長期貸付金があります。預金については、普通預金及び定期預金であり、預入先の信用リスクに晒されておりますが、預入先は、信用度の高い銀行であります。営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業投資有価証券はインキュベーション目的の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。長期貸付金については、主に取引先に対する債権であり、取引先の信用リスクに晒されております。また、従業員に対し長期貸付を行っております。

金融負債の主なものには、支払手形及び買掛金、短期借入金、長期借入金、未払費用、未払法人税等があります。買掛金及び未払費用については、ほとんどが2か月以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金、設備投資資金及び事業投資資金に必要な資金の調達を目的としたものであり、このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、社内規程に従い、営業債権及び長期貸付金について、取引先ごとの期日管理及び残高の管理を行うとともに財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の社内規程に準じて同様の管理を行っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

営業投資有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、市場リスクの管理を行っております。

資金調達にかかる流動性リスクの管理

当社は、社内規程に従い、資金管理担当者が常に資金繰りの状況を把握し、適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません。

前連結会計年度（平成29年12月31日）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	938,472	938,472	-
(2) 受取手形及び売掛金	351,873	351,873	-
(3) 営業投資有価証券	428,601	428,601	-
(4) 長期貸付金	40,667	40,666	1
資産計	1,759,614	1,759,613	1
(1) 支払手形及び買掛金	57,086	57,086	-
(2) 短期借入金	75,000	75,000	-
(3) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	499,891	500,123	232
(4) 未払費用	214,689	214,689	-
(5) 未払法人税等	94,671	94,671	-
負債計	941,338	941,571	232

当連結会計年度（平成30年12月31日）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,181,106	1,181,106	-
(2) 受取手形及び売掛金	195,785	195,785	-
(3) 営業投資有価証券	280,480	280,480	-
(4) 長期貸付金	47,888	47,863	24
資産計	1,705,260	1,705,235	24
(1) 支払手形及び買掛金	40,072	40,072	-
(2) 短期借入金	-	-	-
(3) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	237,315	238,283	968
(4) 未払費用	88,647	88,647	-
(5) 未払法人税等	50,962	50,962	-
負債計	416,996	417,965	968

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 営業投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

(4) 長期貸付金

これらは、元利金の合計を、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(4) 未払費用、(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	平成29年12月31日	平成30年12月31日
非上場株式(1)	167,763	90,041
敷金及び保証金(2)	118,197	55,380

(1) これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価評価の対象に含めておりません。

(2) 敷金保証金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価評価の対象に含めておりません。

(注) 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成29年12月31日)

(単位：千円)

区分	1年内	1年超2年内	2年超3年内	3年超4年内	4年超
長期貸付金	454	20,213	20,000	-	-
合計	454	20,213	20,000	-	-

(注) 1年内回収予定の長期貸付金は、長期貸付金に含めております。

当連結会計年度(平成30年12月31日)

(単位：千円)

区分	1年内	1年超2年内	2年超3年内	3年超4年内	4年超
長期貸付金	26,860	20,907	121	-	-
合計	26,860	20,907	121	-	-

(注) 1年内回収予定の長期貸付金は、長期貸付金に含めております。

(注) 4 . 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度 (平成29年12月31日)

(単位: 千円)

区分	1年内	1年超2年内	2年超3年内	3年超4年内	4年超
短期借入金	75,000	-	-	-	-
長期借入金	104,576	104,576	104,576	101,576	84,587
合計	179,576	104,576	104,576	101,576	84,587

当連結会計年度 (平成30年12月31日)

(単位: 千円)

区分	1年内	1年超2年内	2年超3年内	3年超4年内	4年超
長期借入金	57,576	57,576	52,576	46,305	23,282
合計	57,576	57,576	52,576	46,305	23,282

(有価証券関係)

1. その他有価証券(営業投資有価証券を含む)

前連結会計年度(自平成29年1月1日 至平成29年12月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	428,601	25,803	402,797
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
合計		428,601	25,803	402,797

(注)非上場株式(連結貸借対照表計上額167,763千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(自平成30年1月1日 至平成30年12月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	280,480	142	280,338
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
合計		280,480	142	280,338

(注)非上場株式(連結貸借対照表計上額90,041千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自平成29年1月1日 至平成29年12月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	118,760	65,541	-
合計	118,760	65,541	-

当連結会計年度(自平成30年1月1日 至平成30年12月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	729,650	619,291	-
合計	729,650	619,291	-

3. 保有目的を変更した有価証券

当連結会計年度において、従来子会社株式として保有していたアディッシュ株式会社の株式を、営業投資有価証券(連結貸借対照表計上額26,821千円)に変更しております。これは、当該株式の当社持分の一部売却及び当該第三者割当の引受人及びアディッシュ株式会社代表取締役 江戸浩樹氏との間で、当社のアディッシュ株式会社の株式の保有目的を純投資とする旨の株主間契約を締結することにより、アディッシュ株式会社に対し財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが出来なくなったため、残存分についてその保有目的を見直したことによるものであります。

4. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、その他有価証券について143,230千円の減損処理を行っております。
当連結会計年度において、その他有価証券について129,455千円の減損処理を行っております。
なお、その他有価証券で時価のないものについては、回復可能性があると思われる場合を除き、実質価額が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、原則として減損処理を行っております。

(ストック・オプション等関係)

1. 費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)
販売費及び一般管理費	- 千円	8,530千円

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)
新株予約権戻入益	1,164千円	241千円

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

株式会社ガイアックス

	平成28年12月期 第17回新株予約権	平成29年12月期 第18回新株予約権	平成30年12月期 第19回新株予約権
付与対象者の区分及び数	当社役員 9名 当社従業員 47名 子会社役員 5名 子会社従業員 12名	当社役員 9名 当社従業員 51名 子会社役員 8名 子会社従業員 22名	当社役員 4名
ストック・オプション数 (注) 1	普通株式 500,000株	普通株式 500,000株	普通株式 180,000株
付与日	平成28年4月14日	平成29年4月14日	平成30年6月25日
権利確定条件	(注) 2	(注) 3	(注) 4
対象勤務期間			
権利行使期間	自 平成31年4月14日 至 平成32年4月13日	自 平成32年4月14日 至 平成33年4月13日	自 平成32年6月25日 至 平成34年12月24日

	平成30年12月期 第20回新株予約権
付与対象者の区分及び数	当社役員 4名 当社従業員 92名 子会社役員 2名 子会社従業員 13名
ストック・オプション数 (注) 1	普通株式 152,400株
付与日	平成30年6月25日
権利確定条件	(注) 5
対象勤務期間	
権利行使期間	自 平成32年6月24日 至 平成35年6月24日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権者は、平成28年12月期から平成30年12月期のいずれかの期の有価証券報告書に記載された報告セグメントにおける、ソーシャルメディアサービス事業及び受託開発事業のセグメント利益の合計値(以下、「セグメント利益」という。)が下記(a)から(c)に掲げる条件を満たしている場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、下記(a)から(c)に掲げる割合(以下、「行使可能割合」という。)の個数を限度として行使することができる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
- また、連結財務諸表における事業セグメントの変更等により、上記セグメント利益を参照することが適切でないと取締役会が判断した場合には、当該利益と実質的に同等なものとして別途参照すべき経営指標を取締役会にて合理的に定めるものとする。

(a) セグメント利益が 450 百万円を超過した場合: 行使可能割合 1/3

(b) セグメント利益が 550 百万円を超過した場合: 行使可能割合 2/3

(C) セグメント利益が 600 百万円を超過した場合：行使可能割合 すべて
ただし、平成28年12月期から平成30年12月期のいずれかの期のセグメント利益が200百万円以下になった場合には、すでに権利行使可能となっている分を除き、本新株予約権を行使することができない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することはできない。

各本新株予約権 1 個未満を行使することはできない。

3. 新株予約権者は、平成29年12月期から平成31年12月期のいずれかの期の有価証券報告書に記載された報告セグメントにおける、ソーシャルメディアサービス事業及び受託開発事業のセグメント利益の合計値（以下、「セグメント利益」という。）が下記（a）から（c）に掲げる条件を満たしている場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、下記（a）から（c）に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として行使することができる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に 1 個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
- また、連結財務諸表における事業セグメントの変更等により、上記セグメント利益を参照することが適切でないと取締役会が判断した場合には、当該利益と実質的に同等なものとして別途参照すべき経営指標を取締役会にて合理的に定めるものとする。

(a) セグメント利益が 450 百万円を超過した場合：行使可能割合 1/3

(b) セグメント利益が 550 百万円を超過した場合：行使可能割合 2/3

(c) セグメント利益が 600 百万円を超過した場合：行使可能割合 すべて

ただし、平成29年12月期から平成31年12月期のいずれかの期のセグメント利益が200百万円以下になった場合には、すでに権利行使可能となっている分を除き、本新株予約権を行使することができない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することはできない。

各本新株予約権 1 個未満を行使することはできない。

4. 新株予約権者は、平成31年12月期又は平成32年12月期のいずれかの期の有価証券報告書に記載された報告セグメントにおける、ソーシャルメディアサービス事業のセグメント利益（以下、「セグメント利益」という。）が300百万円を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権を行使することができる。ただし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。また、連結財務諸表における事業セグメントの変更等により、上記セグメント利益を参照することが適切でないと取締役会が判断した場合には、当該利益と実質的に同等なものとして別途参照すべき経営指標を取締役会にて合理的に定めるものとする。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することはできない。

各本新株予約権 1 個未満を行使することはできない。

新株予約権者は、以下の事由が生じた場合には、以後本新株予約権を行使することができない。

- (i) 当社又は当社の関係会社の役員又は従業員の地位をいずれも喪失した場合。ただし、任期満了による退任若しくは定年退職の場合、又はその他正当な理由があると会社法第348条に定める業務の決定の方法に基づく決定により当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (ii) 禁錮以上の刑に処せられた場合
- (iii) 当社若しくは当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、又は、社会や当社若しくは当社の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇又は辞職・辞任した場合
- (iv) 当社若しくは当社の関係会社の業務命令によらず、又は当社若しくは当社の関係会社の書面による承諾を事前に得ず、当社又は当社の関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合
- (v) 当社又は当社の関係会社に対して損害又はそのおそれを生じさせた場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと取締役会が認めた場合
- (vi) 死亡した場合
- (vii) 当社又は当社の関係会社の承諾を得て、当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

5. 新株予約権者は新株予約権の権利行使時においても、当社取締役又は従業員、並びに当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると会社法第348条に定める業務の決定の方法に基づく決定により当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することはできない。

各本新株予約権 1 個未満を行使することはできない。

株式会社Tadaku

	平成27年12月期 第1回新株予約権
付与対象者の区分及び数	2名
ストック・オプション数(注)	普通株式 2,000株
付与日	平成27年12月17日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	
権利行使期間	自 平成30年1月1日 至 平成38年1月1日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成30年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

株式会社ガイアックス

a スtock・オプションの数

	平成28年12月期 第17回新株予約権	平成29年12月期 第18回新株予約権	平成30年12月期 第19回新株予約権
付与日	平成28年4月14日	平成29年4月14日	平成30年6月25日
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	479,500	482,500	-
付与	-	-	180,000
失効	26,500	29,500	-
権利確定	-	-	-
未確定残	453,000	453,000	180,000
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

	平成30年12月期 第20回新株予約権
付与日	平成30年6月25日
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	-
付与	152,400
失効	3,600
権利確定	-
未確定残	148,800
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

b 単価情報

	平成28年12月期 第17回新株予約権	平成29年12月期 第18回新株予約権	平成30年12月期 第19回新株予約権
付与日	平成28年4月14日	平成29年4月14日	平成30年6月25日
権利行使価格 (円)	2,578	2,578	2,578
行使時平均株価 (円)	-	-	-
公正な評価単価(付与日) (円)	800	100	1,200

	平成30年12月期 第20回新株予約権
付与日	平成30年6月25日
権利行使価格 (円)	2,578
行使時平均株価 (円)	-
公正な評価単価(付与日) (円)	22,100

株式会社Tadaku

a スtock・オプションの数

	第1回新株予約権
付与日	平成27年12月17日
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	2,000
付与	-
失効	-
権利確定	2,000
未確定残	-
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	-
権利確定	2,000
権利行使	-
失効	-
未行使残	2,000

b 単価情報

	第1回新株予約権
付与日	平成27年12月17日
権利行使価格 (円)	350
行使時平均株価 (円)	-
公正な評価単価(付与日) (円)	-

4. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 当連結会計年度において当社が付与した第19回ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 モンテカルロ・シミュレーション

主な基礎数値及び見積方法

	平成30年12月期第19回ストック・オプション
株価変動性 (注) 1	56.65%
予想配当利回り (注) 2	0%
無リスク利子率 (注) 3	0.1%

(注) 1. 満期までの期間(4.5年間)に応じた直近の期間の株価変動率により算定しております。

2. 直近の配当実績によっております。

3. 満期までの期間に対応した国債の流通利回りを基準としております。

(2) 当連結会計年度において当社が付与した第20回ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ

主な基礎数値及び見積方法

	平成30年12月期第20回ストック・オプション
株価変動性 (注) 1	59.7%
予想配当利回り (注) 2	0%
無リスク利子率 (注) 3	0.128%

(注) 1. 満期までの期間(3.5年間)に応じた直近の期間の株価変動率により算定しております。

2. 直近の配当実績によっております。

3. 満期までの期間に対応した国債の流通利回りを基準としております。

5. スtockオプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

6. 自社株式オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) 自社株式オプションにかかる当初の資産計上額及び科目名
該当事項はありません。

(2) 自社株式オプションの内容

株式会社ガイアックス

	第16回新株予約権
付与対象者の区分	株式会社SBI証券
株式の種類及び付与数	普通株式 750,000株
付与日	平成27年11月30日
権利確定条件	新株予約権買取契約が締結されること
対象勤務期間	-
権利行使期間	自平成27年12月1日 至平成30年11月30日

(3) 自社株式オプションの規模及びその変動状況

株式会社ガイアックス

自社株式オプションの数

	第16回新株予約権
付与日	平成27年11月30日
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	-
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	678,300
権利確定	-
権利行使	141,800
失効	536,500
未行使残	-

(注) 平成30年11月30日開催取締役会決議に基づき、同日時点において残存する本新株予約権の全部を、発行要項の規定に従い発行価額と同額にて取得するとともに、取得後直ちに全部を消却しております。

単価情報

	第16回新株予約権
権利行使価格 (円)	908
行使時平均株価 (円)	941
公正な評価単価(付与日) (円)	1,110

(注) 第16回新株予約権は行使価額修正条項付新株予約権であり、権利行使価格に契約上の調整を行っております。

(4) 自社株式オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(追加情報)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱いの適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

前述の「3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。なお、第17回新株予約権及び第18回新株予約権が権利確定条件付き有償新株予約権となります。

2. 採用している会計処理の概要

新株予約権を発行したときは、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。新株予約権が行使され、新株を発行するときは、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金及び資本準備金に振り替えます。

なお、新株予約権が失効したときは、当該失効に対応する額を失効が確定した会計期間の利益として処理しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年12月31日)	当連結会計年度 (平成30年12月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	330,563千円	264,298千円
貸倒損失	7,904千円	7,904千円
貸倒引当金	14,184千円	18,400千円
一括償却資産	7,481千円	1,002千円
有価証券評価損	8,395千円	8,395千円
投資有価証券評価損	189,152千円	174,063千円
減価償却超過額	280千円	241千円
減損損失	37,509千円	32,044千円
その他	5,548千円	3,144千円
繰延税金資産小計	601,019千円	509,495千円
評価性引当額	601,019千円	509,495千円
繰延税金資産合計	-千円	-千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	135,391千円	94,137千円
繰延税金負債合計	135,391千円	94,137千円
繰延税金負債純額	135,391千円	94,137千円

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金負債の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成29年12月31日)	当連結会計年度 (平成30年12月31日)
流動負債 - 繰延税金負債	135,391千円	94,137千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の内訳

主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年12月31日)	当連結会計年度 (平成30年12月31日)
法定実効税率	- %	33.8%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	13.01%
評価性引当額	-	24.78%
連結修正による影響	-	17.11%
在外子会社の税率差異	-	6.62%
法人税等還付税額	-	33.87%
その他	-	4.44%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	26.77%

(注) 前連結会計年度は、税金等調整前当期純損失を計上しているため記載しておりません。

(企業結合等関係)

(事業分離)

当社は、平成30年1月17日開催の取締役会において、当社の子会社であるアディッシュ株式会社の株式の当社持分の一部売却及びアディッシュ株式会社代表取締役江戸浩樹氏等との間で、当社のアディッシュ株式会社の株式の保有目的を純投資とする旨の株主間契約を締結することを決議し、同日付で当該契約を締結いたしました。これにより、当社は、アディッシュ株式会社の財務及び経営等の方針に対し重要な影響を与えることができなくなることから、第1四半期連結会計期間において連結の範囲から除外しております。なお、アディッシュ株式会社が連結範囲から除外されることに伴い、アディッシュ株式会社の子会社であるアディッシュプラス株式会社及びadish International Corporationも連結の範囲から除外しております。

1. 事業分離の概要

分離先企業の名称

MSIVC2016V投資事業有限責任組合（株式売却の相手先）

分離した事業の内容

ソーシャルメディアサービス事業

事業分離を行った主な理由

アディッシュ株式会社において、積極的に外部資本を活用し経営基盤の安定化を図り、大規模な資本構成の変更を行うことが、企業価値の向上に資するとともに、当社のインキュベーション事業においても大きな利益につながると判断したため。

事業分離日

平成30年1月18日

法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

2. 実施した会計処理の概要

移転損益の金額

子会社株式売却益 79,599千円

移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	489,456 千円
固定資産	227,430
資産合計	716,886
流動負債	420,893
固定負債	208,636
負債合計	629,529

会計処理

当該譲渡株式の連結上の帳簿価額と売却価額との差額を特別利益の「子会社株式売却益」に計上しております。

分離した事業が含まれていた報告セグメントの名称

ソーシャルメディアサービス事業

当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

第1四半期連結会計期間の期首を売却日とみなして事業分離を行っているため、当連結会計年度の連結損益計算書には分離した事業に係る損益は含まれておりません。

(共通支配下の取引)

当社は、平成29年11月24日開催の取締役会の決議に基づき、平成30年1月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、当社の連結子会社である株式会社シーエムエスエスを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。

1.取引の概要

結合当事企業の名称及び当該事業の内容

(吸収合併存続会社)

名称 株式会社ガイアックス

事業内容 ソーシャルメディアサービス事業、インキュベーション事業

(吸収合併消滅会社)

名称 株式会社シーエムエスエス

事業内容 IT情報サービス、ソフトウェア開発、情報提供サービス業

企業結合日

平成30年1月1日

企業結合の法的形式

株式会社ガイアックスを存続会社、株式会社シーエムエスエスを消滅会社とする吸収合併

結合後企業の名称

株式会社ガイアックス

その他取引の概要に関する事項

本件吸収合併は、営業政策の統一化を実施し、顧客価値向上に繋がるサービスを提供する体制を作り、同時に業務の集約及び人材配置の最適化により労働生産性を高め、経営の合理化を図ることを目的としております。

2.実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日) 及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日) に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(資産除去債務関係)

当社は、本社オフィス等の不動産賃貸契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることが不可能であるため当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、ソーシャルコミュニティサービスの企画、開発及び運営を主たる業務としております。従って、サービスの種類・性質、販売市場の類似性等を基礎としたセグメントから構成されており、「ソーシャルメディアサービス事業」及び「インキュベーション事業」の2つを報告セグメントとしております。

「ソーシャルメディアサービス事業」は、SNS、ブログ、ソーシャルメディア活用支援、WEBマーケティング支援、デジタルコンテンツサービスなどの企画、開発、運営を行っております。「インキュベーション事業」は、グループ内及びグループ外企業への投資育成支援を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの損益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部売上高又は振替高は、第三者間取引価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注1)	連結財務諸表 計上額 (注2)
	ソーシャル メディア サービス事 業	受託開発事 業	インキュ ベーション 事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	3,194,623	2,317,287	469,957	5,981,869	-	5,981,869
セグメント間の内部売上高又は振替高	33,480	4,349	27,985	65,815	65,815	-
計	3,228,104	2,321,637	497,943	6,047,685	65,815	5,981,869
セグメント利益又は損失()	183,243	60,132	916,133	672,757	266,362	939,120
セグメント資産	1,055,032	-	550,800	1,605,833	572,567	2,178,401
その他の項目						
減価償却費	15,702	3,546	15,189	34,438	2,748	37,186
有形固定資産及び無形固定資産の増加 額	31,638	11,939	74,407	117,985	5,934	123,919

(注) 1. (1) セグメント利益又は損失()の調整額 266,362千円には、セグメント間取引消去548千円、各報告セグメントに配分していない全社費用 266,910千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額572,567千円には、セグメント間債権債務消去 442,266千円、各報告セグメントに帰属しない全社資産1,014,833千円が含まれております。全社資産は、主に当社での余資運用資金(現金及び預金)及び管理部門に係る資産であります。

2. セグメント利益又は損失()は、連結財務諸表の営業損失と調整を行っております。

当連結会計年度（自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注1)	連結財務諸表 計上額 (注2)
	ソーシャル メディアサー ビス事業	インキュー ベーション事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,569,672	1,093,797	2,663,469	-	2,663,469
セグメント間の内部売上高又は振替高	6,140	14,083	20,223	20,223	-
計	1,575,812	1,107,880	2,683,693	20,223	2,663,469
セグメント利益又は損失（ ）	454,564	15,397	439,166	251,575	187,591
セグメント資産	278,457	628,434	906,892	1,058,756	1,965,649
その他の項目					
減価償却費	9,084	639	9,724	574	10,299
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	2,887	3,941	6,829	2,080	8,909

(注) 1. (1) セグメント利益又は損失（ ）の調整額 251,575千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額1,058,756千円には、セグメント間債権債務消去 565,840千円、各報告セグメントに帰属しない全社資産1,624,596千円が含まれております。全社資産は、主に当社での余資運用資金（現金及び預金）及び管理部門に係る資産であります。

2. セグメント利益又は損失（ ）は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

前第4四半期連結会計期間におきまして、受託開発事業を行っておりました連結子会社である株式会社電縁の株式を一部売却したことに伴い、同社及びその子会社であるアイ・オーシステムインテグレーション株式会社を連結の範囲から除外しております。これにより、第1四半期連結会計期間より「受託開発事業」を報告セグメントから除外しております。

また、第1四半期連結会計期間より、従来「ソーシャルサービス事業」としていた報告セグメントの名称を「ソーシャルメディアサービス事業」に変更しております。当該変更は名称変更のみであり、セグメント情報に与える影響はありません。なお、前連結会計年度のセグメント情報につきましては、変更後の名称により作成しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
伊藤忠テクノソリューションズ株式会社	1,093,846	受託開発事業

当連結会計年度（自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント				その他	全社・消去	合計
	ソーシャルメディアサービス事業	受託開発事業	インキュベーション事業	計			
減損損失	-	-	95,139	95,139	1,151	-	96,290

当連結会計年度（自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】
前連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント				その他	全社・消去	合計
	ソーシャルメディアサービス事業	受託開発事業	インキュベーション事業	計			
当期償却額	4,517	8,612	3,366	16,496	-	-	16,496
当期末残高	5,853	-	-	5,853	-	-	5,853

当連結会計年度（自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他	全社・消去	合計
	ソーシャルメディアサービス事業	インキュベーション事業	計			
当期償却額	3,517	-	3,517	-	-	3,517
当期末残高	586	-	586	-	-	586

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員	上田祐司			一般社団法人 シェアリングエコ ノミー協会 (代表理事)	被所有 直接 10.05	当社代表執 行役	シェアリン グエコノ ミー協会へ の資金の貸 付(注)1	20,000	長期貸付金 (注)2	40,000
							業務支援 売上 (注)3	16,805	長期未収入 金(注)2	15,078

- (注) 1. 資金の貸付については、市場金利等を参考に決定しております。
2. 長期未収入金及び長期貸付金については、貸倒懸念債権に区分しており、当連結会計年度において貸倒引当金及び貸倒引当金繰入額を27,539千円計上しております。
3. 取引価格については、当社サービスの市場価格・総原価から算定した価格を検討の上、決定しております。

当連結会計年度（自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員	上田祐司			一般社団法人 シェアリン グエコノ ミー協会 (代表理事)	被所有 直接 9.76	当社代表執 行役			長期貸付金 (注)1	40,000
							業務支援 売上 (注)2	30,273	売掛金 (注)2	10,912

- (注) 1. 長期貸付金については、貸倒懸念債権に区分し、貸倒引当金40,000千円を計上しており、当連結会計年度において貸倒引当金繰入額を20,000千円計上しております。
2. 取引価格については、当社サービスの市場価格・総原価から算定した価格を検討の上、決定しております。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)		当連結会計年度 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)	
1株当たり純資産額	175.16円	1株当たり純資産額	252.97円
1株当たり当期純損失金額()	137.22円	1株当たり当期純利益金額	76.34円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	-円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	-円

- (注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
2. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額()の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額()		
親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額()(千円)	654,744	369,345
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失金額()(千円)	654,744	369,345
普通株式の期中平均株式数(株)	4,771,370	4,838,185
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	-
(うち新株予約権(株))	(-)	(-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類 (新株予約権の数16,403個)	新株予約権4種類 (新株予約権の数12,348個)

(重要な後発事象)

ストックオプションについて

当社は、平成31年3月25日開催の取締役会において当社の取締役、執行役及び従業員、並びに当社関係会社の取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議しました。なお、ストックオプション制度の詳細は、「第4 提出会社の状況 (2) 新株予約権等の状況 スtockオプション制度の内容」に記載しております。

(発行要領)

新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役、執行役及び従業員、並びに当社関係会社の取締役及び従業員

新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式190,200株を上限とする。

新株予約権の総数

1,902個を上限とする(新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は100株とする。)

新株予約権の発行価額

無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)

に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は2,578円とする。

新株予約権の行使期間

当社取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた当社執行役が決定する新株予約権発行日より2年を経過する日から、当該新株予約権発行日より5年を経過する日まで。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	75,000	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	104,576	57,576	0.9	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	395,315	179,739	0.9	平成32年~35年
合計	574,891	237,315	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	57,576	52,576	46,305	23,282

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	971,929	1,722,755	2,205,942	2,663,469
税金等調整前四半期(当期)純利益金額 (千円)	428,468	519,546	450,781	270,475
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益金額 (千円)	426,092	575,138	504,499	369,345
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	89.30	120.52	104.82	76.34

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は四半期純損失金額() (円)	89.30	31.23	14.44	27.51

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年12月31日)	当事業年度 (平成30年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	530,607	1,029,331
受取手形	4,260	4,245
売掛金	1 231,284	1 359,929
営業投資有価証券	85,656	391,192
前払費用	24,436	25,989
短期貸付金	13,920	28,955
未収入金	19,483	5,637
その他	1 34,144	1 50,015
貸倒引当金	2,789	7,128
流動資産合計	941,003	1,888,169
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	13,703	14,159
工具、器具及び備品	13,048	10,723
有形固定資産合計	26,752	24,882
無形固定資産		
ソフトウェア	1,670	1,333
無形固定資産合計	1,670	1,333
投資その他の資産		
関係会社株式	650,389	552,142
長期貸付金	40,090	46,040
関係会社長期貸付金	491,007	365,567
長期未収入金	15,078	-
破産更生債権等	2,811	3,730
敷金及び保証金	53,528	55,380
その他	210	50
貸倒引当金	369,695	401,804
投資その他の資産合計	883,418	621,106
固定資産合計	911,841	647,322
資産合計	1,852,845	2,535,491

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年12月31日)	当事業年度 (平成30年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1 37,979	1 36,462
関係会社短期借入金	230,000	-
1年内返済予定の長期借入金	42,572	52,572
未払金	1 62,031	1 53,841
未払費用	78,505	73,688
未払法人税等	2,392	2,964
前受金	1 25,947	29,934
預り金	8,292	7,516
その他	1 9,599	1 62,797
流動負債合計	497,320	319,778
固定負債		
長期借入金	193,570	165,998
関係会社長期借入金	580,000	380,000
関係会社長期未払金	866,766	1,422,164
その他	5,353	1,958
固定負債合計	1,645,689	1,970,120
負債合計	2,143,010	2,289,898
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	1,537,272	1,630,978
資本剰余金合計	1,537,272	1,630,978
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,829,656	1,402,045
利益剰余金合計	1,829,656	1,402,045
自己株式	109,628	68,367
株主資本合計	302,012	260,564
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	29,739
評価・換算差額等合計	-	29,739
新株予約権	11,847	14,767
純資産合計	290,165	245,593
負債純資産合計	1,852,845	2,535,491

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	当事業年度 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)
売上高	1 1,735,983	1 2,271,668
売上原価	1 1,241,800	1 970,499
売上総利益	494,182	1,301,168
販売費及び一般管理費	1, 2 1,501,752	1, 2 1,131,880
営業利益又は営業損失()	1,007,570	169,288
営業外収益		
受取利息及び配当金	1 15,704	1 1,461
助成金収入	51	800
その他	4,274	857
営業外収益合計	20,030	3,118
営業外費用		
支払利息	1 22,920	1 13,514
貸倒引当金繰入額	6,148	36,025
為替差損	77	379
その他	576	408
営業外費用合計	29,722	50,326
経常利益又は経常損失()	1,017,262	122,079
特別利益		
新株予約権戻入益	133	241
固定資産売却益	888	-
子会社株式売却益	595,408	56,890
抱合せ株式消滅差益	-	287,585
特別利益合計	596,430	344,717
特別損失		
固定資産売却損	-	4 1,558
固定資産除却損	3 4,142	-
減損損失	96,290	-
子会社株式売却損	-	4,455
関係会社株式評価損	4,999	10,113
特別損失合計	105,433	16,127
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	526,264	450,670
法人税、住民税及び事業税	4,189	23,059
法人税等合計	4,189	23,059
当期純利益又は当期純損失()	522,075	427,611

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)		当事業年度 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費		129,970	10.5	147,571	15.2
業務委託費		478,962	38.6	412,165	42.5
経費					
1 通信費		40,508	3.3	38,714	4.0
2 賃料		141,866	11.4	143,792	14.8
3 その他		95,798	7.7	73,952	7.6
経費合計		278,173	22.4	256,458	26.4
営業投資有価証券					
営業投資有価証券原価		354,693	28.6	154,303	15.9
売上原価		1,241,800	100.0	970,499	100.0

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		利益剰余金
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金
				繰越利益剰余金
当期首残高	100,000	1,537,272	1,537,272	1,307,581
当期変動額				
当期純損失()				522,075
自己株式の取得				
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-	-	522,075
当期末残高	100,000	1,537,272	1,537,272	1,829,656

（単位：千円）

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	109,539	220,151	54	54	11,481	231,686
当期変動額						
当期純損失()		522,075				522,075
自己株式の取得	89	89				89
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			54	54	366	312
当期変動額合計	89	522,164	54	54	366	521,852
当期末残高	109,628	302,012	-	-	11,847	290,165

当事業年度（自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		利益剰余金
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	100,000	1,537,272	1,537,272	1,829,656
当期変動額				
当期純利益				427,611
自己株式の取得				
自己株式の処分		93,705	93,705	
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	93,705	93,705	427,611
当期末残高	100,000	1,630,978	1,630,978	1,402,045

（単位：千円）

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	109,628	302,012	-	-	11,847	290,165
当期変動額						
当期純利益		427,611				427,611
自己株式の取得	45	45				45
自己株式の処分	41,306	135,011				135,011
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			29,739	29,739	2,919	26,819
当期変動額合計	41,260	562,577	29,739	29,739	2,919	535,758
当期末残高	68,367	260,564	29,739	29,739	14,767	245,593

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法

その他有価証券(営業投資有価証券を含む)

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

ただし、投資事業有限責任組合への出資は、組合等の財産の持分相当額を営業投資有価証券として計上し、組合等の営業により獲得した損益の持分相当額を損益として計上する方法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～15年
工具器具備品	4～15年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアにおいては、社内における利用可能期間(最長5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)等を平成30年4月1日以後適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号平成17年12月27日)等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度まで独立掲記して表示しておりました「営業外収益」の「講演料等収入」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「講演料等収入」に表示していた2,697千円は、「その他」として組み替えております。

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「助成金収入」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた51千円は、「助成金収入」として組み替えております。

(追加情報)

連結財務諸表「注記事項(追加情報)」に記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示されたものを除く)

	前事業年度 (平成29年12月31日)	当事業年度 (平成30年12月31日)
短期金銭債権	138,746千円	236,364千円
短期金銭債務	32,962千円	21,235千円

2. 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年12月31日)	当事業年度 (平成30年12月31日)
当座貸越限度額総額	150,000千円	-千円
借入実行残高	-千円	-千円
差引額	150,000千円	-千円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	当事業年度 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)
営業取引による取引高		
売上高	356,186千円	182,889千円
売上原価	39,924	7,510
販売費及び一般管理費	145,202	10,528
営業取引以外の取引による取引高	34,814	11,780

2. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。

	前事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	当事業年度 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)
給与及び手当	594,647千円	519,862千円
業務委託費	116,088千円	131,164千円
減価償却費	12,554千円	7,063千円
貸倒引当金繰入額	1,863千円	5,234千円
おおよその割合		
販売費	33%	37%
一般管理費	67%	63%

3. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	当事業年度 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)
建物及び構築物	4,142千円	- 千円
工具、器具及び備品	0千円	- 千円
計	4,142千円	- 千円

4. 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	当事業年度 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)
建物及び構築物	- 千円	1,558千円

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額650,389千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額552,142千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成29年12月31日)	当事業年度 (平成30年12月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	168,038千円	137,016千円
貸倒損失	7,904千円	7,904千円
貸倒引当金	125,086千円	137,319千円
一括償却資産	4,531千円	977千円
有価証券評価損	8,395千円	8,395千円
投資有価証券評価損	188,702千円	170,961千円
減損損失累計額	32,334千円	28,795千円
その他	2,856千円	3,305千円
繰延税金資産小計	537,849千円	494,675千円
評価性引当額	537,849千円	494,675千円
繰延税金資産合計	- 千円	- 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の内訳

主要な項目別の内訳	前連結会計年度 (平成29年12月31日)	当連結会計年度 (平成30年12月31日)
法定実効税率 (調整)	- %	33.80%
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	10.62%
評価性引当額	-	9.58%
連結納税による影響	-	7.26%
抱合せ株式消滅差益	-	21.57%
その他	-	0.89%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	5.12%

(注) 前事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため記載しておりません。

(企業結合等関係)

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に記載しているため、注記を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形 固定資産	建 物	13,703	3,728	1,658	1,614	14,159	20,680
	工 具 器 具 備 品	13,048	5,928	0	8,254	10,723	64,800
	計	26,752	9,656	1,658	9,868	24,882	85,481
無形 固定資産	ソ フ ト ウ ェ ア	-	-	-	278	1,333	-
	計	-	-	-	278	1,333	-

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	建物附属設備	3,728千円
工具器具備品	パソコン・サーバー等	5,928千円

なお、建物の当期増加額のうち 1,735 千円は、連結子会社であった株式会社シーエムエスエスを吸収合併したことによるものであります。

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	建物附属設備の売却	1,658千円
----	-----------	---------

3. 無形固定資産の金額に重要性がないため「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸 倒 引 当 金	372,484	408,932	372,484	408,932

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

決算日後の状況
特記事項はありません。

重要な訴訟事件等
該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	自 1月1日 至 12月31日
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日、12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。 公告掲載URL https://www.gaiax.co.jp/
株主に対する特典	なし

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに有価証券報告書の確認書
事業年度（第20期）（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）平成30年3月30日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
事業年度（第20期）（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）平成30年3月30日関東財務局長に提出
- (3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書
第21期第1四半期（自 平成30年1月1日 至 平成30年3月31日）平成30年5月11日関東財務局長に提出
第21期第2四半期（自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日）平成30年8月13日関東財務局長に提出
第21期第3四半期（自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日）平成30年11月12日関東財務局長に提出
- (4) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使書の結果）に基づく臨時報告書
平成30年3月30日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権の発行）に基づく臨時報告書
平成30年6月8日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権の発行）に基づく臨時報告書
平成30年6月25日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書
平成30年6月27日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権の発行）に基づく臨時報告書
平成31年3月25日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使書の結果）に基づく臨時報告書
平成31年3月29日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成31年3月28日

株式会社ガイアックス

取締役会 御中

UHY東京監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鹿目達也

指定社員
業務執行社員 公認会計士 片岡嘉徳

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ガイアックスの平成30年1月1日から平成30年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ガイアックス及び連結子会社の平成30年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ガイアックスの平成30年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ガイアックスが平成30年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成31年3月28日

株式会社ガイアックス

取締役会 御中

UHY東京監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鹿目達也

指定社員
業務執行社員 公認会計士 片岡嘉徳

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ガイアックスの平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ガイアックスの平成30年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。